

令和元年度第6回御船町議会定例会（9月会議） 議事日程（第3号）

令和元年9月17日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

9番 福永 啓 君

8番 岩永 宏介 君

10番 田上 忍 君

6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君

第2 報告第13号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第3 報告第14号 専決処分の報告について

第4 報告第15号 専決処分の報告について

第5 報告第16号 専決処分の報告について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 中城 峯雄 君 2番 井藤 はづき 君

3番 宮川 一幸 君 4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君

9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君

11番 藤川 博和 君 12番 清水 聖 君

13番 井本 昭光 君 14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 本田 隆裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長 藤木 正幸 君 副 町 長 野中 眞治 君

教 育 長	本 田 惠 典 君	総 務 課 長	藤 野 浩 之 君
企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長	上 村 欣 也 君
町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君	福 祉 課 長	西 橋 静 香 君
こ ども 未 来 課 長	田 中 智 徳 君	復 興 課 長	島 田 誠 也 君
健 康 づ くり 支 援 課 長	本 田 太 志 君	農 業 振 興 課 長	井 上 辰 弥 君
商 工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君	建 設 課 長	野 口 壮 一 君
環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君	会 計 管 理 者	上 村 清 美 君
学 校 教 育 課 長	西 本 和 美 君	社 会 教 育 課 長	沖 勝 久 君
監 査 委 員	吉 川 勲 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） 本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○9番（福永 啓君） 一般質問を行います。

熊本地震からの復旧期最後の年度であり、本格的復興の序奏が始まった、まさに復興元年である今、御船町では藤木町政のもとで新たな総合計画策定も進んでいます。こういう町にしたい、いや、こんな町がいい、町民の方々からさまざまな声が聞こえてきます。町民の方々はさまざまな復興した町の姿をイメージしているのではないのでしょうか。

まちづくりの主役は町民ですので、町民の方々の思いが反映されたまちづくりを進めなければなりません。一方で、多様な町民の方々の思いをすべてそのままかなえるようなまちづくりを町が計画し、推し進めることは極めて困難であり、現実的ではありません。町民の方々のさまざまな思いをよりよい形で復興のまちづくりに反映させるためには、どのようにすればいいか、どのような町の姿がいいのかと考え、進めるべきではないでしょうか。

町民の方々の思いが反映された復興のまちづくりを進めていく上でも、藤木町政の復興

のまちづくりに対するイメージを、そして課題を。幹線道路部分、町平坦部中心部分、中山間地部分、それぞれわかりやすく御説明いただきたいと思います。

個別の質問に関しましては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 福永啓議員の創造的復興を成し遂げた御船町の姿をどのようにイメージしているかについて、お答えを申し上げます。

高速道路のインターチェンジ及び幹線道路部分につきましてのまちづくりの考え方ですが、インターチェンジは人、物の出入口とみなすことができます。御船、小池高山の2つのインターチェンジは、町中心部から比較的近い距離にあります。中心部が拡大した、その結果、市街地とインターチェンジが一体化することは難しいので、インターチェンジの利点を活かすためには、インターチェンジと町中心部を人の動きでつなぐことが課題であると認識をしております。

現在、御船インターチェンジ東側に大型商業施設コストコの誘致が進行しており、町にとって大きな人の動きが生まれるところを期待していますが、コストコの進出効果を波及させるための鍵は、コストコの買い物客をどのようにして町中心部まで誘導するかということです。買い物客に対し、少し足を伸ばせば、さまざまな魅力を備えた町があるという情報を伝えることが重要になってくると考えています。それには、先般、若手職員に対応策を検討するよう指示をしたところでもあります。現在まとめを行っているところですので、幾つか興味深い提案も出ております。整理して報告を行わせていただきたいと思います。

町平坦中心部について、人が回遊するようなまちづくりが必要です。中心部をコストコや恐竜博物館の来館者の第二の目的地に変え、町内を人が歩いて散策できるようにすることです。町には複数の機能を整えた施設は少なく、大部分の施設は聞く、学ぶ、体験する、食べる、商品を購入するなど単独機能しか整えておらず、別のニーズを要望する顧客の要望に応えるためには、移動してもらう必要が出てまいります。

また、左岸側の商店街は空き地が目立ち、店舗自体もまばらな状況であります。中心部は現在このような状況にあり、恐竜博物館には毎年多数の来館者がありますが、この効果を活かしきれていないのが現状と言えます。このため、中心部の賑わいの創出には、1、来訪者の滞在時間の延長、2、商店街の活性化が課題となってまいります。1の来訪者の滞在時間の延長には、既存施設が緊密に連携することが課題となってくると思います。対策については、先ほどインターチェンジに関する質問で申し上げました若手職員が検討し

たものの中にも含まれていますので、整理ができ次第報告を申し上げたいと思います。

中山間地には、小川、棚田などの美しい日本の風景が残っております。一方、人口流出と高齢化が進行した結果、耕作放棄された農地や放置山林が拡大する傾向があります。地域では、区長や役員のなり手が少なくなり、住民が幾つもの役職を兼ねている状況も見受けられております。また、住民が連帯感を確認する場として神社や祠の祭りなど、さまざまな行事が行われていますが、少子高齢化の進行でその機会が次第に少なくなり、集落から活気がなくなる原因の1つとなっているところもあります。高齢化が進んだ集落をこのまま放置すると、道路や集会所の管理、地域の文化の伝承などの機能が低下しているところでは、集落の崩壊、消滅につながるものが懸念される状況にあり、人と人、地域のつながりの構築に向けた地域コミュニティの維持再生が喫緊の課題となっています。

また、子どもたちから高齢者まで、地域で夢を持って住み続けることができるよう、地域おこし協力隊員の導入、行政区・嘱託区再編の2つの事業を展開して、地域を担う人材の育成支援、コミュニティ維持再生を図ることとしています。

その他、詳細については、担当課長より説明を申し上げます。

○9番（福永 啓君） まず、コストコを中心としたインターチェンジから、御船町中心部、幹線道路沿いのことについて伺いたいします。よく、テレビとかその他雑誌とかで、日本という国は、熊本県に限らず、インターを下りればどこでも同じような風景が広がっている。バーンという道があって、チェーン店の大きい店がバンバンバンと並んで、私から言えば乱雑な開発だと思うのですが、一方それを町の発展した姿として、それをよしとしている地域も多々ございます。御船町については、インターからこちらです。一部幹線道路がございます。そこについては、そのような開発でいくのか、それとも何かお考えがあるのか、お聞かせください。

○建設課長（野口壮一君） 今の御船インター周辺のコストコ用地から町の中心まで約2.5キロほどあります。現在、農振地域の規制もあります。現実問題として、御指摘のような風景にはならないかなと思っております。

コストコが予定地から町の中心部まで445号線のバイパス幹線道路沿いに、開発余地のある土地が見受けられます。将来的には立地開発の検討を進めなければならないと考えてはいますが、周辺の自然、それから田園環境、それから大切なことですが景観に配慮し、御指摘の類似した乱開発とならないように、御船町の個性が生きるような誘導を考えるべ

きだと思えます。

○9番（福永 啓君） さっきの町長の答弁でもありましたけど、ここは御船町中心へのプロムナードなのです。さあ、これからどんな町があるのだろう。やはりそういうときに、日本全国、どこにでもあるような、バンバンバンとしたあの開発というのは、決してわくわく度も生み出さなければ、期待も上げてこない景観、これは非常に重要な要素になってくると思えます。ぜひそこに注意をして、開発の誘導をお願いいたしたいと思いますが。

一方、いろいろ意見が聞かれます。コストコ予定地から同じところですが、中心部なのですが、今回都市計画かかりましたよね。しかし、コストコの予定地のみに用途を張り付けて、ほかの中心部の間のところは全く予定地は張り付けてないと。これでは、飛び地みたいになってしまうのじゃないの。県が推進していますが、コンパクトシティ、それにも違反するんじゃないの。そして流れもこっちに来ずに向こうに行っちゃうんじゃないかと。だから、あそこを含めて、一体的に都市開発をして用途地域も今のうちにきちっと張り付けて、そして企業進出を促すべきだという御意見もあります。今の御意見については、どうお考えでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今、議員が御指摘になりました、そのような意見があるというのは十分承知をしているところであります。御指摘の地域は主に農振地域かつ第1種農地であります。現実問題として、具体的な進出計画がなければ、農振除外それから開発行為は難しいものであります。それ以外にも開発による浸水・排水対策、それから農地保全対策など必要な対策を考慮しなければならないというものです。

現在、御船都市計画のマスタープランの見直し作業を実施しています。国道445号線沿いの活用に向けて、沿線施設立地検討ゾーンとしてエリアに向けた検討を現在行っております。同じく高木地区の小池高山インターから443号線沿いについても同じゾーニングの予定をしているところです。このような手続を行い、町中心部への人の流れを構築するような土地利用の誘導を模索していきたいということで考えております。

○9番（福永 啓君） 用途地域を張り付けるのではなくて、それぞれゾーニングをしながら、そして現在の農振を残しながら、有効な、町として優位な開発をその地域に誘導していきたいという考え方かなと思います。

実は、御船町で都市計画と一緒に農振地域だったところを、もう用途地域を外してしまっていて、そして、一定程度業者が自由に開発できるようにした地域がございました、過去に。

皆様にお配りしていた写真を御覧ください。この写真です。これが御船町中心部なのです。これは昭和22年、戦後すぐです。この時からもう既に御覧になっておわかりになるとおり、左岸地区は相当な店なり家屋なりが集中しておりました。これが戦後の高度経済成長を経てどうなったか。そこに2番と書いてありますが、これがそれからちょうど20年後です。高度経済成長を経て、やはり周辺には家屋が若干広がっていますね。しかし、真ん中の農地、これ御船中学校が新たにできていますが、そのあたりはほとんど変化がございません。それから20年後です。最初の写真から40年経ちました。大分やはり御船川西岸及び城山の西岸、御船川の東岸です。このあたりも大分開発が進んでまいりました。しかし、御船中学校周辺、御船高校周辺はまだ農地が広く残っておりました。

そして、この後なんですね。これがおよそ20年度、ここで初めてここの中心部の御船中学校周辺、御船高校周辺に残っていた農地に、幾つかの小さな住宅開発等が侵食してまいりました。この理由は、先ほど申し上げました、この間に農振が除外され都市計画が策定され、そして用地指定が張り付けられたからです。次はこれから10年後です。もう、この勢いはすごいですね。たかだか10年です。それで、最初の40年、それに匹敵するような数の増え方になっております。

本来、農振除外後はこのようになる町の姿を事前に対策を立てる必要があったと、私は考えております。そして、それを立てないままに、無計画といいますか、民間に任せた開発をすると、このようになり、景観も乱雑になってしまったのではないかなと思います。そして、一番最近問題になっているのが内水被害の対策です。内水の抜本対策である矢形川の掘削、これも下流からやっていかなければなりません。今後、5年、10年以内に完成するかと、そういうことは到底考えにくい。

コストコは、さっきおっしゃいましたとおり、一体的な開発は必要です。また小池高山から町中心部へも同じことです。だからといって、町中心部を、農振を外し、民間が自由な開発ができるようにしてしまえば、私はこのような形の同じ失敗を繰り返すのではないかというふうに思っております。しかし一方で、やはり一体的な開発は行わなければならないと。

ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、どのような形で、この一体的開発、それを行っていこうとするのか。さっきよりも詳しい質問でお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） まず、御船インターのコストコの予定地から、町中心部につながる農振地域の中で、将来にわたって農地として守る地区、将来的に開発を促進し、町内の中心部へつながる地区を分ける必要があります。今現在で、どこが農地として守る地区、どこが開発を促進する地区かというのは、まだ現在のところ具体的な検討は行ってはおりません。現状を見る限りとしては、町道中央線及び国道445号線に係る南側を候補地として開発を進めていかなければならないのかなと感じているところです。

開発を進めるに当たり、内水被害の抑制に向けた対応として、例えば個別開発計画の中で、コストコ同様、雨水調整池整備などを行う優良な開発に対して町が助言や協力をするというような形をとり、こういうことをすることにより、失われる保水力対策、また排水対策も可能になるかと思います。

○9番（福永 啓君） これは、皆様にお配りした後の方の写真になるのですが、この赤線で示した地域、大体このあたりだと思います。農地の中に一定程度住宅等の開発が進んでいるこの地域、最終的には、この地域のあたりは一体的開発、つなぐ開発としてつなげていかなければならなくなるのではないかなと。おそらく皆さんが思っていらっしゃる地域がここではないかなと思うのですが。

以前、コストコに関しまして、保水力の心配等々も都市計画の中で出てまいりました。この地域に関しましては、そのように調整池を持つ開発を政策的に誘導していくということも可能だと思うのです。実は、コストコにつきましては、コストコが進出したことのみで保水力が失われ内水被害が起こるということは、これは数字上起きないのです。なぜかといいましたら、建設法上、コストコで失われた保水力部分は必ず調整池を造らなければいけないとなっておりますから、その進出のみでは、これはなかなか洪水とか内水被害は起こり得ない。一番問題なのはその周辺なのです。その周辺に、そのような調整池を伴わない開発及び道路の拡張、その他排水不良、そのようなことにより、やはり全般的な保水力低下、これは免れ得ないと思うのです。優良な開発を誘導するといいいましても、すべてが調整池を伴った開発のみを誘導することは難しいと思います。周辺に、そのように調整池を伴わない小規模な開発、道路、その他等の問題、これにおきましてやはり地域全体としては、保水力低下はせざるを得ないと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今、議員の御指摘どおり、近年の多量の時間雨量を伴う豪雨の影響等もあり、町中の地域全体を考えれば、保水能力は低下していくと思います。

このような中、令和元年8月16日付けでふれあい広場周辺内水氾濫対策に関する陳情書が、六丁目の区長ほか21名の署名を添えて提出がありました。氾濫対策として、長期的対策と短期的な対策に向けた検討に向け、今現在やっているところです。

早速、短期的な対策として、宅地開発が進んでいる役場周辺の水路に堆積している土砂しゅんせつに係る予算を、今回補正予算として計上をさせていただいております。

○9番（福永 啓君）　そうですね、今回の補正予算、見ました。そのような予算が計上されておりました。指摘される前に計上させていただいたのですね。大変感謝しております。それと同時に、じゃあ抜本対策、これは何があるか。矢形川改修ですけど、もう何回も議会等で議論になっています。これはとにかくしつこく、しつこく、願います。下からやっていかざるを得ないわけですから、スピードを上げていただくよう、予算を付けていただくよう、しつこく願います、それしかないと思います。それについては、議員は全員一致しています。ですので、議会としてできることがあれば、協力いたします。

いかがでしょうか。藤木町長。

○町長（藤木正幸君）　お答えいたします。

これまでも熊本市、御船町、嘉島町、益城町、一体となって県にお伺いしたり、国にお伺いしたりして、このお願いをしまいいっております。震災を受けて、まだまだこれからこの矢形川の改修というのは重要視されてくると思います。粘り強く頑張ってまいりたいと思います。

また、議会におきましても、この加勢川問題、矢形川問題、こちらのほうも御協力いただきますようお願いをしておきたいと思います。

○9番（福永 啓君）　そういう、私たちも重々承知しています。町長も、もう本当に重々承知されていると思います。そのほかに、矢形川の堤防嵩上げという案も出ているかなと思います。堤防嵩上げ、それについては、どのように思われますか。

○建設課長（野口壮一君）　矢形川の管理については熊本県の管理下にあります。堤防の嵩上げを計画すれば、町道下高野甘木線をまたぐ橋の付替費用の問題及び下流側の嘉島町の堤防高との調整も生じてきます。堤防が高いほど高くすれば、それを上回る洪水が発生した場合、より高い水位で越水することになります。このことにより浸水の広がりや深さが大きくなる可能性があり、水害のリスクも大きくなると思います。万が一堤防の決壊リスクも検討しなければならないものだと思います。1つの案だとは思いますが、慎重な検討が

必要であります。

○9番（福永 啓君） しゅんせつもやっぱりすぐには難しいですね。嵩上げも、「ああ、そうですか」と言って、すぐにやることもこれは非常に難しい。危険性も伴う。では、当面の対応策として何があるのかということになってまいります。調整池なのですが、ふれあい公園の地下、恐竜公園です、皆様がおっしゃっている。ここに調整地があると思いますが、あるのですか。

○建設課長（野口壮一君） ふれあい公園の一角に、貯水容量約600トンの地下貯留施設があります。

○9番（福永 啓君） 600トンといえば、小学校とかの25メートルプールよりもやや大きいぐらいです。そういうものがあの地下に埋まっているということですよね。これはちゃんと動いているのですか。

○建設課長（野口壮一君） 公園の整備をするときに、この調整地の放流先、それから中のほうのマンホールもありますので、定期的に確認をしております。

○9番（福永 啓君） その600トンの量なのですが、これはあくまでもふれあい公園の建設に伴い失われた保水力に相当するものと考えてよろしいですか。

○建設課長（野口壮一君） 今言われましたように、あくまでもふれあい公園の敷地面積に対する貯水容量ということになっております。

○9番（福永 啓君） 仮に、ふれあい公園の建設時にこのような周辺の開発、貯水池がない、調整池がない開発を考えて、ふれあい公園で義務づけられている貯水量よりもはるかに大きい貯水量を造っていたとしたら、これはたればですけど、今起こっている町中心部の内水被害、これは一定程度軽減されていたのではないかなと考えるのですが、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 効果の程度は予測はなかなか難しいところなのですが、大きくなった分の水量は調整できるということになります。その分、周辺への被害は軽減されるということになったと想定されます。

○9番（福永 啓君） そうですね。仮に倍ぐらいのものを造っていたとしたら、その分は少なくとも、一定時間そこにたまるわけですから、一定程度軽減はされるのではないかなと思います。また、そうしますと、今コストコを含め、今後国道沿いに誘致されるであろう調整池を伴った企業、ここに対して、法律に伴った貯水量ではなくて、1.5倍とか2倍とか

を造ってください。町が何らかの補助はしますけど、そのようなお願いをすることって、これはできないのですかね。

○建設課長（野口壮一君） この宅地開発や進出する事業者へ強制をするということではできません。例えば、敷地の制限もありますけれども、設置基準を超える雨水調整池整備へ、言われるように、町から何らかの支援とか補助とかをすることができれば、不可能な話ではないかと思います。

○9番（福永 啓君） 何か、町が新たに造るよりも、既存の造る施設に、少しでも大きくしてもらおうと。その代わりそれに係る分は全部御船町が見てあげますよと、そちらのほうでは私は安価に保水機能を保つことができるかもしれないと考えます。ぜひ、それについては検討していただきたいと、積極的にですね、お願いいたします。

また、町長は防災機能を兼ね備えた総合グラウンドを造る考えを持っているとお聞きしております。総合グラウンド建設時に、同じようなことですよね。法律上にこれだけ造らなければいけないと。それ以上のものを、もう御船町ですからボンと造ってしまう。また、それを造る場所、それもそのような内水被害に対応できるような場所、貯水・遊水池として適した場所、そのようなものを検討し、このような内水被害に効率的に対応できるようなお考えはございませんでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） まだ具体的なものではありませんけど、震災復興計画に掲げられている防災機能を有する総合グラウンド建設計画があります。この計画時に雨水調整池が整備場所としての機能を有する計画整備を、検討を行っていきたいと考えます。

○9番（福永 啓君） また、町内には排水路はいっぱいあるのです。例えばそれが200メートル、1.5メートルぐらいの深さがあったとしましょう。200メートル、その間を1.5メートルずつぐらい、ちょっとただわきに掘っていった。そしたらそれだけでも大体400～500トンですか、25メートルプール1杯分、それがそこで調整池としての機能を兼ね備えることができるという、数の計算としてはそうなります。そのような形、既存の水路、それを調整池としての機能を持たせるように、一定程度拡幅するとか、そのようなことは、これは考えていらっしゃるのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の補正予算に、役場周辺の雨水基礎調査費用を計上させていただいております。提案のありました素掘り排水路の拡幅について、用地の問題等もありますが、本調査の中で検討をさせていただきたいと思います。

○9番（福永 啓君） 内水被害対策は、とても今、開発を進めるに伴って同じようにやっていかなければいけない対策です。しかし、抜本対策というとなかなか進みません。しかしそれはしなければいけない。その間に、では町民の方々に、洪水を我慢しなさいと、財産に損害を受けても我慢しなさいと言うわけには決していきませんので、できる対策もあると思います。

今、今回の予算も出ておりました。そして今提案したような対策です、このような対策を通して、できることからコツコツと、少しずつやっていながら、被害の軽減を目指していただきたいなと思います。

次に、町の中心部の復興のまちづくりについて質問いたします。これは、今の、さっきの写真、手前に戻します。1つ前を見てください。これがチェーン店やディスカウントストア等々、町の中心部に並んでいます。御船町は大変便利になってきています。しかし、じゃあ町としての個性的な魅力、それはどうなんでしょうか。コストコです、及び恐竜博物館の来館者を御船町の来訪者に変え回遊していただくためには、先ほども若干説明いただきましたが、課長、どのようなまちづくりが必要と考えるか、思いを聞かせてください。

○商工観光課長（作田豊明君） 現在、恐竜博物館を中心に、今大体、去年が14万人ということで、年々増えつつあります。隣接する観光交流センターでも、観光案内人の町内の観光所の案内、併せて特産品「いさぎ」の販売をやり、3年前から化石発掘体験の体験者も年々今増えている状況です。そして、それに併せて周遊券のチケット販売もやりまして、飲食店や温泉センターへの集客も今見込めている状況です。

この中で、観光協会とライオンズの皆様方のおかげで観光案内看板を多数取り付けていただきまして、そしてガイドクラブ、町内の史跡巡り等を企画して、御船町の魅力を今発信しているところであります。今後コストコの集客も200万人とか300万人と言われております。本当に見込めますので、御船町の魅力をしっかり発信しまして、近隣市町村とも、また観光協会、商工会とも併せまして、さらなる連携を深めまして、来たくなる、歩きたくなるまちづくりに努めてまいりたいと思います。

そのためには、刺激的好奇心や胃袋を満たすということで、これを仕掛けていかなければいけないと今思っております。さらに住民意識が、御船町は観光地だという位置づけとして考えていただき、商工業者のさらなる意識改革していただければと思っております。

○9番（福永 啓君） 来館者及び町内来訪者に対する、観光に関する意識アンケート、行っ

たことがあるとかいう調査でも構いません、そのようなアンケート調査を行ったことはありますか。

○商工観光課長（作田豊明君） 復興計画、並びに総合計画での意識調査を今行っておりますが、一般客や観光客に対するアンケート調査は今行っていない状況にあります。また、商工会で、本年度小規模事業者地域力活用新事業全国大会事業支援事業が今年計画されています。その中で、マネジメント調査が行われ、観光客のニーズが分析されることになっておりますので、それに期待したいと思っております。

○9番（福永 啓君） やっぱり、課題を検討する際、的確な資料、客観的な資料がこれは必要です。皆様にお配りした、この資料を御覧ください。これは大きくはしておりません、見えにくいので。これは御船小学生237人に聞きました。3年生から6年生までです。「あなたは御船町の観光地を知っていますか。行ったことがありますか」という質問です。単純な質問です。恐竜博物館を知っていますか。知っている小学生、96%です。これは100%にならなかったのが驚きなのですが、それでもやはり96%です。行ったことがある人95%。城山公園、御船小学校ですからね。知っている、97%。行ったことがある、95%。街なかギャラリー、ちょっと落ちますけど、それでも知っている87%、行ったことがある84%。この下がやはり驚きなのですね。八勢目鑑橋、これは知っている人は6割です、60%。行ったことがある人が37%。その下の結果がもっと驚きでした。吉無田高原、これは私たちの世代では知っているのは100%でした。少なくとも、90何%になると思っていたのですが、これを知っている人、66%です。行ったことがある人41%です。吉無田水源、これもですね、私たちは100%知っています。しかし、今の御船小学校の3、4、5、6年生、知っている人でも55%、行ったことがある人は31%です。このように、今私たちが、立案する人たちが考える肌感覚と実際の中には、大きく乖離が生まれるような結果も、これで生まれてまいります。だったら何をしなければいけないのか、ということもわかってまいりますので、これは調査は必要不可欠ではないかなと思うんです。今後、調査をされるということでしたので、ここは期待をいたします。

そして、日本国中なのですが、多くの地域でこのように大きな道ができると、そこに商店はやはりバイパスができると張り付くんです。そして、旧来の町並みがゴーストタウンのようになっているところも多いです。そして、それはそれでもよしと、仕方がないねとして、その新しい町並みに対してのみ補助援助している自治体も実際にございます。

御船町については、町の中心部、これをどのようにお考えですか。このように張り付いてきた国道バイパス沿い、これを今後進行していくのか。それとも、町中心部をどのように考えるのか、お聞かせください。

○商工観光課長（作田豊明君） 福永議員がおっしゃるように、事実、国道沿いについては、店舗、住宅の開発が集中しております。しかし、御船川沿いの旧来の町並みが廃れているのも事実です。これから、移住定住する住居地域としては一等地ではないかというところで私たちは思っております。町並みでも高齢化と後継者不足の問題が商店街でも今発生している状況です。移住定住策を町としても政策を講じることが、町民の願いと今は思っております。

御船川沿いの既存の町並み、本町通りなんですけれども、その再建で、御船町の宝の1つでもあります街なかギャラリーを中心に、住民の方々、商工会にも拠点がございます。観光協会、各団体の方々の多彩な協力を今されているところです。今後、町としても御船川左岸地域の本町通りの再賑わいを取り戻すために、賑わいどおりの振興のサポートに継続してまいりたいと思っております。

○9番（福永 啓君） やはり、最初の町長の答弁でもありましたとおり、人が歩いて通っていないとなかなか町は賑わわないのですよ。例えば豊後高田の町、昭和の町、人が実は歩いていますけど、その町並みというのは、もうまさに御船町の西岸地域です。今の街なかギャラリーとか、あの周辺と本当に酷似しているんですね。行った者勝ち、やった者勝ちですよ。そのほか、小布施町、ここも、倉敷とか川越みたいに歴史的建造物がずらっと並んでいるわけじゃないのです。ポンポンポンと新しい建物の中にあります。しかし、びっくりするぐらい人が歩いて行き交っています。文化的散在の仕方は、これも御船町と似たようなところがあると思うのですよ。

ちょっとまた写真を御覧になってください。こちらの、何か上に乗っているやつ。これはイオンモールなんです。実は町の中心部にイオンモールを乗せてみました。大きさをどれぐらいなんだろうと思って。恐竜博物館から川の向こうまでです。そしてついでに、町の中心部の比較をするために、町の中心部にディズニーランドを乗せてみました。これがこれです。ディズニーランドの大きさを乗せてみました。ちょうど町の中心部と同じぐらいの大きさだったのですね、ディズニーランドというのは。

このように、御船町の町の中心部というのは、目的さえあれば、何とか人が歩いてあつ

ち行ったりこっち行ったりできる距離なんです。実際に小布施町も同じような距離感覚があります。このようにやはり人々がわくわくしながら、こういったものがあるのだろう、どんなものがあるのだろうと思いながら行き交う町を目指すべきだと思いますが、商工観光課長、思いをあと1回お聞かせ願えますか。

○商工観光課長（作田豊明君） 先ほど福永議員のアンケート調査の結果を見て、私も残念なところで、行政マンのPR不足と取り組みがなかったということで、今反省して、今後していきたいと思います。ただ、ふれあい公園と恐竜博物館から御船町の左岸の間には、城山公園とかお店と、御船町の左岸には街なかギャラリー等が今並んでおります。それらを、先ほど言われましたように、わくわくするポイントとして、今手掛けていきたいということで、観光協会と一緒に、今ルート作りあたりもしていっているところです。

そのためには、やはりもう少し住民主体の取り組みが不可欠ということで考えております。町としても、住民主体の取り組みを全力サポートしながら、私達も計画してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○9番（福永 啓君） 住民がやる部分、町がやる部分、いろいろあると思います。例えば、前回私達が視察に行きました東川町、ここではそのような魅力的店舗を新しく造るために小規模に限った企業支援策もございました。また、景観等への配慮、これももちろん必要ですので、景観からまちづくりからすべて兼ね備えた条例も制定されておりました。美しい東川の風景を守り育てる条例とか、このような制度、町ができる支援として、補助制度もしくはこのような条例、これ等を総合的な条例、総合的な制度、これも整備開発するためには必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君） 議員がおっしゃいましたように、北海道の東川町、条例を拝見させていただきました。美しい東川の風景を守り育てる条例ということで、本当に各種項目を、8,300人の人口とは思えない取り組みが今されております。まちづくりの景観条例と、あらゆる取り組みが盛り込まれた条例につきまして、私達もこの先進地の事例を精査しながら、研究調査して、御船に合った条例と取り組みに活かしてまいればと思っております。そして、企業支援に前向きに取り組まして、御船町を活かした施策、町民と作り上げていきたいと考えております。非常に勉強になりました。ありがとうございました。

○9番（福永 啓君） すみません、だんだん時間がなくなってきて、私もドキドキしているんですけど。

続いて、中山間部のまちづくりについてお伺いします。まず、現状を御覧いただきたいと思います。写真を御覧ください。これは水越です。水越の昭和50年、そんなに前じゃないというイメージなんですけど、私にとって昭和50年というのは。それが平成30年になると、何だか同じ縮尺とは思えないくらいきゅっと町が縮んじやいました、農地もですね。実はこれはまだましなほうだと思っています。これは上野、真ん中が上野七滝中央小学校ですね。これが昭和50年です。これも、今現在が、じゃあこれからどのように変わっていったかといえば、御覧のとおりですね。美しい棚田、比較的残ってはいますが激減はしております。家並みも変わってまいりました。そして、これが七滝です。昭和50年です。一面に棚田、農地が広がっていました。それが現在、これは相当な変化ですよ。これがやはり現状なのです。

これを見て、率直な感想をお聞かせいただきたい。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 率直な意見なんですけど、先ほどは町の中を見せていただきました。町の中は新しく道路ができて、宅地開発などが進んで町並みなどが形成されておりましたけど、今回のこの中山間地を見てみますと、全く正反対ということで、急激な耕作放棄地が進みまして、人家も減っており、一目で過疎化が進んでいることがわかると思います。

○9番（福永 啓君） さっきのまちの写真、これって2枚目ぐらいの写真、昭和48年ぐらいの写真、そのときの人口が一番多かったのです、御船町全対としては。びっくりすることに。その後、中心部でもあんなに家ができてきていたのに、どんどん全体の人口としては増えていない。逆に減ってきている。それはこれなんですね。

このような現状の中、中山間部、これは復興のまちづくり、どのように考えるかということなのです。昭和50年に戻すような努力をするのか、維持していくのか、またどうやっていくのか、どのようにお考えでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

福永議員から提出のありました50年前の水越、こちらは田畑、町、有水地区だと思っています。それと上野、こちらは茶屋本を中心とした古閑原、日向、八勢等が写っておりますが、確かに棚田や豊かな農村風景が写されており、非常に美しい風景だと思っております。しかし、その風景も昭和45年から国の施策で始まりました米の生産調整や、それに伴う米価の下落、また農業者の高齢化が年々進み、特に山つきなどの耕作条件の悪い水田の多くは、

樹園地化されてまいってきております。そして、30年の写真にありますように、だんだん山つきのほうから水田がなくなってきているというような状況になっております。

このような状況の中、平成12年から、これは国の施策で始まった事業ですけれども、中山間地域と直接支払制度が施行されまして、本町では農業生産条件が不利な中山間地域において、31の集落が354ヘクタール、約6,000筆の農地保全や水路、農道の整備をはじめ、共同利用の機械の購入などで交付金を活用され、農業生産活動が継続をされております。

また、上野、田代、水越地区におきましては、圃場整備の要望もされており、効率的な営農生産が見込まれます。しかしながら、5年、10年先の中山間地域は、農業者の高齢化と人口の減少が加速化し、現状すら維持できないことが想定されます。

このようなことから、展開としましては、地域の人と農地の状況、また将来の農地利用の在り方、中心経営体の確保状況など、これから地域農業の基礎となる人と農地の問題を解決していくために、集落による話し合いを通じ作成する、人・農地プランの再度見直しを行うため、各集落に出向きまして説明会、座談会を開催し、集落の持つ多面的機能の維持に向けた取り組みを行ってまいります。

人・農地プランには、後継者対策、新規就農者等、新たな担い手対策も取り組まれておりますので、中山間地域のコミュニティの維持活性化につながると考えております。

○9番（福永 啓君） 上益城地域振興局では、上益城のことをちょうどいい田舎と書いてあるんですよ。もうそれはまさに御船町のことだと思います、中山間部。御船町の七滝中央小学校、このあたりなのですが、例えば、鶴屋の真ん前まで行くのに、車で45～46分です。東京だったらどうなんだと。田園調布の駅から5～6分のところから国会議事堂まで行くのにちょうど40何分なんです。同じように、成城からも全く同じですね。東京の時間感覚でいえば、七滝中央小学校ですとか七滝郵便局のあたりもそうなんです。もう十分な通勤圏内です。そういう中におきまして、通勤する家族ですね。お子さんを持っていらっしゃる家族、そのような方々を、これは移住定住を促進すると、そういうことも私は十分可能だと思っています。そういう相談もありました。特に子どもを持っている世帯ですね。

それに対して、課題がやはりあるのだと思いますが、課題はどのように考えますか。簡潔にお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 福永議員のおっしゃるとおり、そのようなニーズはあると思います。ただ一番の課題ですね、これはやはり住んでもらう場所がすぐには見つからない

ということになると思います。中山間地域、特に空き屋は多いが、すぐに貸し出せる空き屋がほとんどありません。町では田代東部仮設団地、これを町の町営単独住宅としまして、将来的には若者対策の移住定住促進住宅として活用することは可能と考えております。現在は被災者が優先というために、すぐには若者に対する移住定住の対策に使うことはちょっと難しいところがあります。

空き屋バンクへの登録を推進しまして、受入体制の整備を行いながら、中山間地域の移住定住対策を充実させたいと考えております。

○9番（福永 啓君） ちょうど時間もまいりましたので、これを最後のまとめの質問とさせていただきます。

今申し上げましたように、中山間地の農地、中山間地、ここに対しましては、私は移住定住を促進する、受け入れる要素はたくさんあると思います。それによって、農地をともに保全していくことも、新規就農対策も併用できるかなと考えております。これに対しまして、今回移住コーディネーター、これを御船町としては雇用されました。ともに地域おこし協力隊もこれは移住者ですから、一緒に活用していただきたい。これはまた決算のところでも質問したいと思います。

最後に、やはり町長にぜひお話をお聞かせいただきたい。これまでの議論を踏まえて、わかりやすく、町民がイメージしやすいような形で、復興した御船町の姿はこんな感じの町を目指したいんだよという御説明をお願いしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） お答えしたいと思います。

復旧・復興今一生懸命頑張っているわけであります。しかしながら、今現状として、復旧期に4年、復興期に4年、8年かけて元の姿、元の姿以上に創造的な復興を成し遂げるということで今復興計画等を立てて進んでおります。

その中において、私の最終的な考えは、今コストコにしろ、道路整備にしろ、地域の開発にしろ、たくさんのことが今も行われているし、これからも行われるというふうに感じます。しかしながら、そういった物質的なものをこの地に持ってきて、この地に栄えさせるというよりも、最終的な目標は、私は20年後の御船町が今の人口以上の人々がここに集うことが一番大事だろうと思います。その過程の中において、今いろんなものを復興計画の中で私たちは行っていくだろうと。人口減少社会そして高齢化社会、ここに耐え得るこの町を形成していく上で、今大事な軌道の位置にあるのだろうと思っています。

その中において、今、福永議員が質問された町中心部の問題、そして高速道路を中心としたこの地域の問題、そして中山間地域の問題、それぞれにやはり私たちは考え直していかなければいけないところもあるし、維持していかなければいけないところもあると感じております。やはり道路網の、高速道路を中心とした、これは九州の中心地であるし、熊本県の中心地であるし、物は御船を通じて出入りをしていく。今までも御船は、海の物は御船へ、山の物は御船へ、ここで御船というのは商人文化の町が形成されて、今の御船の姿に戻っていると。現在は、これからはと考えたら、やはり高速道路を中心にした道路網、この人の流れの出入りによって、この地に人が集う場所にするために今何をしなければいけないか。九州各地から御船に来ていただくためには何をしなければいけないか。

また、そのために来られた方をどうするか。町中の対策、中心地の対策、雇用の問題、そして移住定住の問題、こういったところも中心地という役割の中でどうしなければいけないか。一番心配されている中山間地の問題、ほぼ同じことだと思います。やはり、人の集う場所、勢いのある町に人は集ってくると思います。やはり中山間地域、昨日も敬老会でお話をさせていただきました中山間地域、何が下と違うのか、平坦と違うのか。それが一番大きいのはコミュニティの違いだと。コミュニティの違い、だからこそ、このコミュニティにかかわる方々、関係する方を多く中山間地域に来ていただくためには。その施策として、私たちはこれから中山間地域のことを、役場でできることをしていかなければならない。

しかしながら、役場でできることというのはやはり制限があります。民間と一緒に話を進め、民間ができないことを私たちがお手伝いする。民間にしてほしいこと、そういったことを私たちが作り上げて提供すると、こういった流れを今後作っていく。20年後、この地に人が住み続けることができる最終目的に向かっていきたいと思います。

○9番(福永 啓君) 御船町に住んでよかったなあと、「ああ、御船町に住んでいるんですね、うらやましいですね」そういうふうに言われるように、私たちもそのような町にしていきたいと、心より思っております。文化、芸術も、教育、これも非常に重要なファクトですから、それもお忘れなきようお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。お疲れさまでした。

○8番(岩永宏介君) 議席番号8番、岩永宏介でございます。本日は事前に通告した内容で一般質問を行います。

まず冒頭、一般質問の趣旨について述べます。

平成14年に、それまでの鳥獣に関する法律が全面改正され、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が制定されました。この法律は一般的には鳥獣保護法とされているので、以下、この略称を使います。その後、ニホンジカ及びイノシシの生息数、つまり頭数が急増し、さらに生息域も拡大します。こうなってくると、自然生態系への影響が懸念され、同時に農林水産業への被害が深刻化いたしました。

そこで国、担当は環境省と農林水産省が主だと思いますが、平成26年に、先ほどの法律鳥獣保護法を改正しました。改正した法律を一般的には略称で鳥獣保護管理法と呼んでおります。鳥獣保護法から鳥獣保護管理法へと呼び名が変わったわけはどういうことでしょうか。それには、鳥獣を管理するといった場合の管理の意味を考えてみる必要があるように思います。

鳥獣保護管理法第2条第3項は、管理とは、ここが大事なのですが、生息数を適正な水準に減少させ、またはその生息地を適正な範囲に縮小させることと提示しています。鳥獣保護管理法では、鳥獣の管理に向けた新たな仕組み、指定管理鳥獣捕獲等事業や認定鳥獣捕獲事業者に関する制度を導入しています。このように、国としてはイノシシやシカを積極的に捕獲して、生息数や生息分布を適正に管理するといった方向性が示されたため、鳥獣保護管理法という呼び名が使われるようになったわけです。

さらに国は、平成25年12月に策定した抜本的な鳥獣捕獲強化対策において、指定管理鳥獣に指定したニホンジカやイノシシの生息数を、平成25年から10年後ですので、平成35年度となりますが、元号が変わりましたので、令和5年度、西暦では2023年度までに半減することを当面の捕獲目標としております。

そこで、私は本町における鳥獣被害対策が、このような鳥獣保護管理法等の趣旨に添ったものになっているかの観点から質問をいたします。

あとの個別の質問については質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 岩永宏介議員の鳥獣被害対策について、お答え申し上げます。

平成30年度、本町では約400万円程度の被害が計上されております。この被害額については、あくまでも町が把握している数字で、実際の被害はもっと大きいものであり、町内における被害が深刻化、広域化していると認識をしております。

被害防止における町単独事業としましては、国の侵入防止柵、電気柵の設置に伴う補助

事業の要件に該当しない中山間地域の農地被害の救済支援として、電気柵やワイヤーメッシュ等の設置に伴う助成を行っております。侵入防止柵の効果的な設置の仕方と適切な維持管理における知識の浸透を図ることが、鳥獣被害に対する抑止効果を非常に向上させるものであるとともに、これまでの取り組みにおける課題でもありました。今後、鳥獣対策につきましては、地域で説明会や適正な電気柵設置についての講習会を実施し、餌づけストップ対策における地域住民が鳥獣や被害対策について正しい知識を学習することで、自らが主体となって、鳥獣の餌場や住み場をなくす、生活環境整備や柵の設置や追い払いによる被害防除などを地域ぐるみで行う鳥獣被害対策を県と連携して取り組んでいきます。

その他、詳細については、担当課長より答弁させます。

○8番（岩永宏介君）　まず1点目の、過去5年間における鳥獣被害状況についてというのに入っていきたいと思います。

まず、最初の質問といたしまして、本町における過去5年間の鳥獣被害について、どうなっているか、御説明をお願いしたいと思います。

○農業振興課長（井上辰弥君）　岩永議員の御質問にお答えいたします。まずは、本日議員の皆様にお配りしております資料で御説明申し上げます。

まず、被害につきましては、5カ年計画しておりますが、まずサルにつきましては、過去5年間で被害面積が24アール、被害額としましては178万6,000円、イノシシにつきましては、合計で申し上げますけれども、被害面積で5,175アール、被害金額としましては4,137万621円、シカにつきましては、これは森林のほうになりますけれども、平成30年度が、こちらには載っておりませんが、把握ができて、約10ヘクタール、被害額が340万円というところで上がってきております。合計にありますように、被害額としましては、約5,000万円の被害額となっておりますが、こちらはあくまでも町で把握している被害額となっておりますので、実際の農林産物の被害額はこの被害額よりもはるかに大きい数字になると推測しております。

○8番（岩永宏介君）　そういうことで、どこまでしょうけれども、こういう被害額等の推移については非常に正式な、確かなものではないということだと思います。

続きまして、被害はどの地区で多く発生しているか。わかる範囲で御説明をお願いしたいと思います。

○農業振興課長（井上辰弥君）　お答えします。

特に中山間地域の全域と木倉地区、また近年では高木・豊秋地区の一部まで被害が拡大しております。

○8番（岩永宏介君） 被害が中山間地に限らず、そういう、こちらの集落といいますか木倉とか高木とか豊秋あたりまでに拡大しているという発言だったと思います。

そうしましたら、今お手元にいただきました資料は、農地での被害であります、農林産物以外で把握している被害はありますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

中山間地域、平坦地域において、民家の家庭菜園でイノシシによる被害報告を把握しております。

○8番（岩永宏介君） 過去鳥獣被害状況については本当にやっぱり客観的なデータというのはありませんので、結局こういう被害額の予想という段階だろうと思います。私はこれについては、町の責任ではもちろんないわけですが、国のレベルでの被害額の算出方法等がもっと確立してきて、実態に応じた対策がとられるような形になっていければいいなと思っております。

1番については、こんなふうな形で、次の2番について進めさせていただきます。2番目は、鳥獣被害防止に向けた町の対応についてということですが、冒頭、町長から色々説明がございました。それも含めて、担当課長から説明いただきたいと思います。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、役場の取り組みといたしましては、平成16年度から農林産物への鳥獣害を防止するために、農業者の方への電気柵の設置費用に係る補助を行ってきております。平成20年度からは国庫事業の要件であります3戸以上の農業者かつ農地が隣接に該当しない中山間地域の農業者の方を支援するために要綱を改正いたしまして、立地条件により3戸以上の団地形成ができないと認められる場合には2戸でも可とし、2戸でも団地形成ができない場合であって、当該農林家の経営面積が1,000平方メートル以上の場合は、1戸でも可とし、補助の支援を行ってきております。

また、令和元年度から中山間地域で農林産物への鳥獣被害が拡大し、侵入防止対策の強化が求められている声も踏まえまして、新たな対策といたしまして、ワイヤーメッシュ、防護ネットも補助の対象とし、農業者の方の負担軽減も考慮いたしまして、補助率を5割以内と拡充し、補助上限を1事業につき15万円を限定する補助の支援を行って、現在おり

ます。

次に、こちらは御船町鳥獣被害防止対策協議会の取り組みについて御説明申し上げます。

国におきましては、平成19年度に鳥獣被害防止特措法を制定いたしまして、国庫事業での電気柵等の補助事業が始まっております。このことに伴いまして、本町では、平成21年度から山都町と広域的な被害防止計画を策定しまして、国の財政上の措置と各種支援措置の受け皿となるように、御船町鳥獣被害防止対策協議会を設立しておりまして、国庫事業での電気柵の申請、イノシシ、シカ、サルの報償金などの申請を行ってきております。

また、中山間地域で農林産物への鳥獣被害が拡大しておりまして、こちらも侵入防止対策の強化が求められている状況を踏まえまして、平成29年度から平成31年度で計画が終了いたします御船町・山都町鳥獣被害広域防止計画の中で令和2年度から、来年度からになりますけれども、ワイヤーメッシュについても補助の対象となるよう、計画を改定し、現在県と協議を行っております。

○8番（岩永宏介君） 今の答弁の中で、ワイヤーメッシュそれから防護ネット等について、町単独で支援をするようになったという点については、これは非常にありがたいと思います。大いに評価をしたいと思います。私が今思い出すのは、ちょうど1年前の9月18日に同じようなことで、鳥獣被害対策について質問しております。1年ぶりの同じ項目での質問でございますが、その際に、あおぞらをまとめました。その後、一般質問の内容をあおぞらにまとめたのですが、タイトルをどういうことにするかということで、今思えば、非常に思いきったタイトルを付けたというのはおわかりになるのでしょうか。どういうことを指しているか。御船町の鳥獣被害防止対策は隣の町に比べたりすると非常に遅れているというタイトルで書かせていただいたと思っております。その際に、メッシュについては実現をしたいと、単独で補助していきたいということが、発言として前の課長からございました。それをきちんと実現していただいたということで、一定の評価をいたしたいと思うわけです。

そうしましたら、今後町単独事業の補助率を引き上げることは考えられないでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

この支援事業につきましては、農業者の方への農作物被害の抑止に係る重要なことだと認識しております。今後、補助率または上限額につきましては、庁内で協議して検討して

いきたいと思っております。

○8番（岩永宏介君） 3番目の最後の、これまでの取り組みにおける課題についてというところに入りたいと思います。

これまでの取り組みにおける課題、どういったことが挙げられますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

これまで長年にわたり鳥獣被害対策として、農業者の方に国庫事業または町の単独事業で電気柵の設置に伴う支援を行ってきております。町単独事業では、先ほどもお話し申し上げましたように、ワイヤーメッシュ等の補助も対象とすることで行っており、御船町鳥獣被害防止対策協議会におきましても、来年度からワイヤーメッシュの導入に向けて現在動いているところではございます。しかしながら、侵入防止柵等のこれまで物資的、いわゆるハード支援が先行するのに比較しまして、被害の抑止効果も向上することを期待しておりましたが、鳥獣対策に対する専門的知識を持った職員もおりませんで、人材、技術、知識、情報といったソフト的な支援が、農業者の方々に伝えることができていなかったということを認識しております。

また、このことは、私たちが現場で電柵の設置の仕方等を見る中でも、明らかにもっと張り方を工夫すれば抑止できるのではなかろうかと素人的にも考えておったところではございますけれども、この深刻化している鳥獣被害防止対策においての、早急的な町の対策としまして、また課題であるとして、これまでハード的支援に併せて、ソフト的な支援の拡充を行ってまいりましたが、鳥獣防止の専門的な知識を持つ人材を適宜に集落に派遣し、鳥獣に対する正しい知識、また伝達、侵入防止柵の効果的な設置方法を指導できる体制を行えば、本町における鳥獣被害を最大限に抑止できると考えております。

○8番（岩永宏介君） ただ今、鳥獣被害防止の専門的な知識を持つ人材を集落に派遣して、侵入防止柵の効果的な設置方法等を指導できる体制を構築したいということが、冒頭の町長の答弁の中にもございました。

それでは、そのあたりの細かい点を聞きたいと思うのですが。侵入防止柵の効果的な設置方法とありましたけれども、これはどういうことを指すのか。逆に言いますと、間違った設置事例を挙げるなどして、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、今こちらで考えておりますのが、熊本県と連携した鳥獣被害対策に取り組む事業

ということで、まずは熊本県の林業研究研修センター、こちらの職員の方にも問い合わせを行ったんですけれども、現地対応、計画的に来町していただき、鳥獣害、こちらはシカの被害になりますけれども、に対する現場での電気柵の設置の方法またはワイヤーメッシュの設置の方法、またシカの森林、これは杉・ヒノキになりますけれども、そちらの被害の抑止に向けた取り組みという事業をまず1つ考えております。

また、もう1つにつきましては、熊本県むらづくり課の事業を活用ということを考えておりまして、熊本県が餌づけストップ鳥獣被害対策事業というのを、国庫の事業で取り組んでおられます。中身としましては、県で鳥獣被害の抑止を図る目的としまして、全国的に有名な鳥獣被害対策の専門家、こちらは京都大学の教授の方ですけれども、こちらの方が熊本県に2カ月に1回、3日平均で来られております。一応こちらで、内容としましては、イノシシ、シカの生息について、またはワイヤーメッシュ、電柵の設置方法や餌づけストップに関する指導を行っておられますので、本町でもこの事業を活用し、各集落に出向き、今、岩永議員が言われましたように、電気柵、直接現場に出向きまして設置してある状況を見ていただき、こういった工夫をすればもっと抑止できるという指導を仰ぎたいと思っております。

また、この京都大学の教授の先生におかれましては、本町にも10年ほど前2回ほどおいでいただいておりますので、そのときに町内全部案内しておりますので、地域のことはある程度は把握されておりますので、そういったところで、この2点の事業をやっていきたいと思っております。

○8番（岩永宏介君） これは今、私の質問にある程度答えていただいたのですが、冒頭申し上げましたように、一般的には、侵入防止柵として電気柵とか、あるいはフェンスあたりを張ってありますが、そういう間違った設置事例といいますか、効果的な設置方法というのは、ある程度農家の方々がきちんとされているのではないかなという思いも半分ございますので、具体的にどういうところが効果的な設置方法であるのか、あるいは間違った設置事例がやはりあるのか、そのあたりの御認識をお聞きしたいということでございます。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

電気柵の設置の適正な張り方ということで、私も、知識は現在あまりありませんが、見た限りで、例えば山つきの水田で法際ギリギリまで電気柵が設置をしてあると、こういった場合には、法面から直接侵入してきますので効果はないと。ということであれば、水稻

の植えてある田んぼにおきましては、1メートルほど畦を作って、ワンクッション置くというやり方、それと、水稻の場合におきましては、電気柵ギリギリまで米を植えてある場合には、電気柵を越えて稲が出てきますので、いい餌場になっているというようなこともありますし、例えば畑でも一緒ですけれども、野菜とか植えてある場合に、例えば柿の木とかあれば、それがいい餌場になるということもあります。

それと、大事なところが、特に野菜とか栽培されている農家の方々が収穫し、出荷されない野菜類を部分的に野積みにされているということであれば、なおさら餌場になると。なかなか農業者の方もお忙しい中で、対応はできないというところもあるかと思えますけれども、そういったところが重点的なところだと認識しております。

○8番（岩永宏介君） はい、よくわかりました。意外とそこら辺にも落とし穴があるのではないかとも思いました。ぜひ、そういう侵入防止柵の効果的な設置方法を指導できる体制、農地に行って、実際のそういう悪い例、良い例といいますとわかりやすいと思いますが、そういうのを指摘して、集落ではそういうのに向けて侵入防止を完璧にやるといいですか、できるだけ完璧に近づけるという形での努力というのは必要だろうと思います。

それから、このあたりを聞いておまして。先ほど、そういう野生鳥獣被害対策に精通した人材を派遣するとか、そして、そのある事業も、特定の事業を活用するとか、あるいは、ほか京都大学の先生という話も出ましたし、町長でもそういう集落に出向いて、住民主体の講習会などをやるというふうに言っておられますので、もっとさらに何か具体的な計画があれば、踏み込んだところだと思っております。

どういう点かという、そういうことが大体計画としてあれば、この段階で、とにかく早くやってほしいという強い思いがありますので、今年度から具体的に集落を特定して実行してほしい。それで、現在その対象と考えている集落があれば、集落名をはっきり言ってほしい。といいますのは、そこで明言したならば、これは実行へのモチベーションが高まると思います。ぜひ、そういう集落名を特定して実行したいという気持ちを出してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、実施につきましては、今県と調整しておまして、11月から実施する予定としております。それと、岩永議員から質問がありましたように、地区につきましては、計画を今から進めてまいります。まずは被害の大きい田代地区の集落を選定し、実施していく

というところで計画しております。地区につきましては、まずは、中野・座女木、牧ノ原、玉来、その地区3地区を一緒にした説明会と現地説明会を行うことで今進めております。

○8番（岩永宏介君） ぜひそのように、今年度の11月から実施をしてほしいと思います。

そこまでは、いわゆる鳥獣の侵入防止策についての話だったわけですが、しかし、私がずっといろいろ政務活動費等を使っていろんな地区に視察にもまいりましたけれども、鳥獣被害をなくすためには、野生鳥獣の農地の侵入防止をすること、これとともに、指定管理鳥獣とされたイノシシ、シカを捕獲することが極めて大事だろうと思います。そしてこれは国策なんですね。冒頭申し上げたとおり、国は生息頭数を令和5年度、2023年度までに半減させる捕獲目標を立てています。国策です。

本町の有害鳥獣捕獲体制はどのようになっているか、答弁をお願いしたいと思います。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

議員御指摘のとおり、個体を減少させることは重要なことだと認識をしております。駆除につきましては、現在駆除隊3隊、隊員23名の方が駆除に当たっていただいております。また、駆除の頭数につきましては、本日お配りしております資料の1ページ目の一番上、捕獲頭数の推移というのがありますが、これは合計で御説明申し上げます。サルが実績はありません。イノシシにつきましては、過去5年間で1,404頭、シカにつきましては71頭捕獲されております。この数字につきましては、あくまでも駆除で捕獲された頭数となっております。

○8番（岩永宏介君） 先ほど配布していただいた捕獲頭数の推移というところを今私も見ておりますが、イノシシの部分です、平成26年度から30年度まで書いてありますが、括弧の中を含めた、例えば平成30年度、257（281）となっておりますが、そこを少し説明をお願いしたいと思います。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

平成30年度、イノシシ257（281）となっておりますが、257頭は、国庫事業の対象のイノシシの捕獲頭数、どういったものかといいますと、捕獲されて、写真または捕獲された方まで含めたところで、イノシシの個体に1番、2番とか日付とかを適正に写されておれば、国庫事業の対象となります。そちらの数字が257頭、括弧書きの281につきましては、257も含まれておりますが、どうしても天候とか条件により写真がぶれていたとかいうところで、確認ができないものもあります。そういったものにつきましては、町の単独事業の

1頭当たり3,000円、そちらだけの報酬という形になりますので、国庫事業と町単の部分の頭数ということになっております。

○8番（岩永宏介君）　そういう見方をするというのですが、それで、平成30年度に限って言うならば、257頭について、イノシシは国から7,000円、町から3,000円の1万円の補助がいただけるということですよ。それから、写真の写り等がよなくて、国が示している資料を付けることができなかったということで、その分については、しっぽのみを提出して、それについては1頭当たり町が3,000円を補助しているということで理解したいと思います。

これは、結局御船町鳥獣被害防止対策協議会という団体で、先ほど話がありました駆除隊3隊、隊員23名の方に駆除を依頼しているわけですよ。駆除隊3隊、隊員23名ということは、駆除隊3隊、平均的には隊員がそれぞれの1つの隊に7～8名という形になるわけですかね。そのようなことで理解したところです。

ところが、やっぱりこの数字を見ても、先ほどの頭数の把握はもちろんできてないわけですが、この数、捕獲頭数を見ても、これで国が目標とする半減につながるかどうかは非常に疑問、これは私ばかりではないと思いますけれども。そういう思いでおりますが。

実は、今日こんなふうにして私が一般質問を重ねて、昨年に引き続いて、鳥獣被害対策を一般質問で行おうと思ったきっかけの1つに、これはもう、本当に深刻だったのですね。電話があつたり、家に来て、こういう訴えをされるのですね。例えば「役場に、電話して、駆除してほしいと、そういう連絡をするけれども、なかなか来ていただけない」というような情報があつたわけですね。それがまずこういう駆除についてお尋ねしたいというきっかけでした。

そういう形で、役場にそういう住民からの通報は年間どれぐらいありますでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君）　お答えします。

まず、電話につきましては、正確には把握しておりませんが、10数件程度あると思います。しかし、私どもがいろんな現場に出向きまして、住民の方々とお話しする中では、まず1番に出てくるのが鳥獣被害の話でありまして、そういったことを踏まえますと、年間私が現場に行ってお聞きする話としましては、40～50件程度はあると認識しております。

○8番（岩永宏介君）　そうしましたら、そういう通報があつたときには、どんなふうに対応

するのかというのは、一般的な対応というのはどんなふうになっておりますか。具体的には。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、電話とか現場でお話を聞いたときには、まず地区、被害の農地の場所の確認をいたします。その後、駆除には大体当たっていただいておりますが、重点的に当たっていただけるように、駆除隊の隊長の方に電話をし、向かっていただくようお願いをしております。

○8番（岩永宏介君） そういう中で、通報していただいているんだけど、駆除隊長に電話連絡なりされているというのはよくわかるのですが、被害に遭った方というのは、やっぱりすぐ速報といいますか、そのあたりをやはり望まれるわけです。そういうことで、非常に駆除隊が来てくれるのを非常に何日も待っていたというお話も実際にあるわけです。そういう意味で、現在ある駆除隊、御船町鳥獣被害防止対策協議会に設置されております、その3隊における駆除だけでは、やっぱり半数削減するという国策に対しては対応できないのが正直その現状ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

隊員の方々は、それぞれ仕事を持っておられ、多忙な中、土日、または平日でも可能な限り、駆除に当たっていただいておりますが、議員、先ほど質問がありましたように、急な電話等では対応できない場合もございます。ただ、そういった場合には、次の土曜か日曜日ぐらいに行ってくださいということで、駆除隊長をお願いしております。

○8番（岩永宏介君） そうですね。ところが私の知り合いの駆除隊の方等にいろいろお話を伺うと、やっぱり同じようなことをおっしゃるのですね。「わしたちも、それぞれ仕事を持っておるとよ」と。そして、多忙な中で、仕事を持っておって、その電話があったからすぐ即応することは非常に無理なのだと、実際そういう声も聞きました。ただ、平日でも可能な限り駆除に当たっているとおっしゃいました。

そうであれば、私はやはりそれはそれとして、そういう猟友会中心の捕獲隊、例えば、そういう猟友会の方々に、皆さんに頭数半減ですよということをお願いすること自体が、非常にそれを本当に深刻に受け止める隊員の方は、それは非常にストレスも高まると、負荷もかかると思います。そういう猟友会の方々に非常にお世話になるような形の捕獲というのは、なかなか難しいのではないかなと思います。

そうであれば、先ほどの、このいただいた資料の中の一番下に、狩猟免許取得者数の推移というのがあって、協議会より1人当たり1万円の助成があって、免許を取る人も、多いか少ないかはわかりませんが、そこに5年間のうち、25名もおられる。そういう方も今は銃よりもむしろ箱わな、いずれにしてもわなです。くくりわな等のわなの免許を持っている、実際に農業被害に遭っている方々あたりが、やっぱり全国から見ると立ち上がっておられる地域というのが結構増えているのですね。だから、そういう形で駆除隊を作るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

確かに、年々狩猟される方が減少する中に、新たに免許を取ってこられる方もおられます。そういった方は調べてみましたけれども、確かにわなの免許を取得された方につきましては、御船町に限らず増加傾向にあります。議員御指摘のわなの駆除隊を作るべきではないかの御質問につきましては、駆除中に猟犬がくくりわなにかかり大けがをするなど懸念の声もあり、調整が難しい点があると思いますが、行政としましては鳥獣被害が深刻化している状況を踏まえ、捕獲をお願いする立場にありますので、このことにつきましては、県猟友会御船支部長が御船町鳥獣被害防止対策協議会の会長も兼ねておられますので、御検討をお願いするように動いていきたいと思っております。

○8番（岩永宏介君） そういうお話も、例えば駆除中に猟犬がくくりわなにかかり大けがをするという、そのときの補償はどぎゃんすつとかとか、そういう問題もあるわけです。そして、そういう町の役場に駆除を早くしてくれと、くくりわなのそういうわな隊を作ってほしかという方々も、そのあたりのことも、実際に私もそういう方々から聞いてきました。

ところが、猟犬が大けがをするようなわなは、これは違法わながほとんどだろうと思います。例えば、今では、私たちは、昨年5名の議員でこれこそ政務活動費を使って和歌山県の田辺市に行って研修をしました。そのときに、そういうくくりわなをどういうところにどうやって掛けるかとか、仕掛けるかとか、そのあたりも実地に勉強したわけでございます。そして、きちんとしたストッパー付きのくくりわなをはじめ、箱わなあたりを使った駆除、やはり作るべきだと思うわけです。

ただ、隊員は誰でもいいといったような、隊員は誰でもよかと、駆除隊には入れるということではなくて、それは例えば暑い夏場、猟犬ですら猟に行きたがらない、追わないような酷暑期間、ちょうどその頃は米の穂が出たり、7月とかそういう時期に対しては、一

番駆除が必要になってくるわけです。そういう時期等を限定して、一定の時期を限定して、農業者で、かつ町から認定された者がわなを仕掛ける。これはくくりわなばかりではなくて、箱わなも含めたわなを仕掛ける。そして期間が終了したら、その者が責任を持ってわなを撤去する。そのような捕獲事業を、経験を積まれている猟友会の皆さんの指導を仰いだりしながら、何か鳥獣被害対策、特に捕獲面を進めてほしいというところが、私の正直な気持ちです。そして、そういうのを願っておられる方も、猟友会の中におられました。

だから、今課長がおっしゃったような、ぜひ、県の猟友会御船支部長が、私もこの方とは会ったことはございますが、その対策協議会の会長を兼ねておられますならば、そのあたりでぜひ議論を行っていただきたいと思います。これもぜひ、そのあたりの明言を、明言までは先ほどされましたので、期待したいと思っております。

それから、あともう少し質問をしたいと思いますが、これは少し違った角度からの捕獲体制です。中山間地域では、直接支払交付金を活用して、集落で捕獲体制を構築しているところもあると聞きましたが、直接支払交付金を活用して集落で捕獲を行っているというところが、実際にそういうことが行われているのか。そして、それはそれで、実際直接支払交付金を活用してできるのか。その点あたりをお伺いしたいと思います。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

中山間地域では、自分たちの集落を鳥獣被害から守るため、集落内の合意形成のもと、中山間地域等直接支払交付金を活用され、狩猟免許の取得、または箱わなの購入費、また設置に係る時間も要することから、出役された方々に作業日当として支払われている集落もあり、こちらの地域におきましては、自分たちの集落は自分たちで守るということで、箱わなで3～4カ所掛けられて、自衛策をとっておられます。

また、これは違うパターンになりますけれども、交付金を活用し箱わなの購入だけは集落で行われ、設置から捕獲後の対応のすべての管理作業を駆除隊の方、駆除隊の中でもわなの免許を持っておられる方はたくさんおられますので、その方と受委託協定を締結され、集落内の鳥獣被害防止対策に取り組まれているところもあります。

○8番（岩永宏介君） これもですね、それが実際行われているということでしたら。ところが別の、私が知っている方は、こういう情報を知っておられないのです。そういう地区、地域も現にあると思います。これで、例えば箱わなを購入するのも、その交付金からと。あるいは捕獲後の対応を、出たときの例えば日当とか、そういうのが出せるならば、結構

捕獲も進んでいくのではなかろうかと。そういうときにも、重ねて、やっぱり捕獲したら、その次にはとどめを、さし止めをせないかんわけですね。だからそういうときには、なかなか、これは誰でもできるわけではありませんので、そういうときには、やはり先ほども申し上げましたが、そういう経験値の高い猟友会の方々、銃猟ができる方の指導をお願いするという形で、捕獲頭数が、結局被害に遭っている人たち、あるいはその地域でまとまってこういう対策に当たるということは非常に大事だと思いますので、そのような情報をやっていない地域に情報を流してほしい。失礼、そのようなまだ直接支払交付金を活用した捕獲作業等の情報を届いてないところにはぜひ広報をお願いしたいと思っております。

これで最後にしたいと思いますが、先ほど、今日は専門的な知識を持った指導者を集落に派遣するということで明言もありましたので、11月からのそういう講習会等に期待したいと思っております。どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで午後1時まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより午後1時まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時55分 休 憩

午後 1時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○10番（田上 忍君） 10番、田上です。先般通告していた内容について質問いたします。

日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しています。65歳以上の人口は現在3,000万人を超えており、2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。このような状況の中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

そこで、御船町では、このような状況をとらえ、どのように対応を考えているのか、ということで、地域包括ケアシステムの実現に向けてどのように考えているかについて、質

問いたします。

個別質問及び細かい質問については、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 田上忍議員の高齢者の地域包括ケアシステムについて、お答えをいたします。

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐり、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のことを言います。

本町では、人口減少と少子高齢化が進んでいます。また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増加しています。介護保険の給付に基づくサービスの展開と、介護保険の給付を使わずに、自助、互助の果たす役割を認識した地域づくりの取り組みをバランスよく進めていくことが必要となっています。

平成31年4月1日現在、御船町の高齢化率は34.2%で、国や県よりも高い水準で推移しています。今後さらに高齢化が進展し、認知症高齢者や介護を必要とする高齢者が増えることが予想されていることから、地域包括ケアシステムの構築が重要です。町では御船町高齢者保健福祉計画第7期、介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアの実現に向けた取り組みを行っています。

その他、詳細については担当課長より答弁させます

○10番（田上 忍君） それではまず、地域包括ケアシステムの実現に向けて、今どのようなことを考えているのかについて、質問いたします。

○福祉課長（西橋静香君） お答えいたします。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となられる2025年をめぐり、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築が求められています。

町は現在人口減少と少子高齢化が進んでいます。またひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増えています。高齢化率は34.2%、中山間地域においては50%から60%を超えている地域もあります。介護保険の給付に基づくサービスの展開と、介護保険の給付を使わずに、自助、互助の果たす役割を意識した地域づくりの取り組みをバランスよく進めていくことを考えています。

具体的には、介護保険の給付に基づくサービスの展開としまして、平成30年度から3年

間を計画の期間とする第7期介護保険事業計画に基づき、不足している介護施設の施設整備を行います。今年度は、地域密着型の介護老人福祉施設と小規模多機能居宅介護事業所の事業者を選定し、次年度に施設整備を完了し、サービス提供ができるよう進めています。

また、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるためには、医療、介護の連携推進を図ります。自助、互助の役割を意識した取り組みとしまして、介護予防生活支援サポーターを養成し、介護予防事業や地域サロンなど、住民主体の活動が、公民館や地域の集会所などで積極的に取り組まれるよう、御船町社会福祉協議会と連携して支援しています。

現在、介護予防生活支援サポーターの登録数は約390名で、地域サロンや各校区の元気クラブ等で活躍をされています。特に地域サロンは、地域の自主的な活動です。昨年度は83行政区のうち73の行政区で開催され、約1,000名の高齢者が参加されています。この取り組みは、厚生労働省が実施する健康寿命を伸ばそうアワードで、平成27年度優良賞を受賞しています。今後も地域の実情に応じた地域づくりによる介護予防施策の推進を充実させていきます。

○10番（田上 忍君） 今、答弁の中であった中で幾つか質問したいと思いますが、今施設が不足していつていると。今年、何か選定して、来年度からやるということですけど、御船町として、満足するような、そういう小規模多機能型の施設や何やら、そういうのは、満足できる数は揃うと今お考えですか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

第7期介護保険事業計画で、今現在不足していると思われる施設について、施設整備を検討しているところです。特に、小規模多機能居宅介護支援事業費は、認知症の方が増えてくることを見越して、泊りや訪問、あと機能訓練などのサービスが提供できる施設としては重要な施設だと考えております。老人福祉施設に関しましても、今グリーンヒルが1カ所ですので、地域密着型の施設をもう1カ所増やしたいと考えております。

○10番（田上 忍君） 今から準備するということですね。あと、町長の答弁にも、あと課長からの答弁にも、自助、互助という言葉が出ておりましたが、あと、ほかにも共助、公助というのがあるかと思いますが、そちらについては何か考えられているのですか。

○福祉課長（西橋静香君） 共助というのが、介護保険とか医療保険のことを共助といいます。公助というのは、保健サービスや福祉サービスのことをいいます。

○10番（田上 忍君） ということはもう含まれていると取っていいのでしょうか。

言い直します。ですから、今、自助、互助、共助、公助ということで、今御船町は考えて、実際にやっているというふうに理解してよろしいかということです。

○福祉課長（西橋静香君） はい、おっしゃるとおりで、その4つの仕組みをバランスよく推進していきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。

では、ちょっと具体的などところに入っていきたいと思いますが、御船町の今地域包括支援センターというのがあると思うんですが、このセンターは今どのような役目を担っているのでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

地域包括支援センターとは、平成18年4月に介護、医療、保険、福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口として、全国の自治体に設置が求められました。御船町は直営で福祉課に設置しています。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が配置され、高齢者のさまざまな相談に応じております。

地域包括ケアシステムの構築を進める中核機関として設置されたのが地域包括支援センターです。介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業実施要綱が定められ、平成18年4月1日から各自治体で実施することとされました。

主な事業は、介護予防事業、包括的支援事業、その他の任意事業があります。地域包括支援センターでは、この地域支援事業の各事業に取り組んでいます。また、基本的な業務が4つあります。1つ目の業務は、要支援と認定された人や介護が必要となる可能性のある人を対象に、自立した生活が継続できるように、介護予防を目的とした支援を行います。具体的には、要支援や事業対象者の介護予防ケアプランの作成を行い、必要なサービスにつなげます。居宅支援事業所へ一部業務を委託していますが、約7割を包括の職員が担っております。

2つ目の業務は総合相談支援業務です。高齢者の各種相談に幅広く総合的に対応し、必要なサービスや制度を紹介し解決に導きます。

3つ目の業務は権利擁護業務です。高齢者が安心して生活ができるように、高齢者の権

利を守る取り組みをします。例えば、判断能力の低下により金銭管理が困難になった高齢者を金銭的搾取や詐欺から身を守るために、成年後見制度利用を支援したり、虐待被害の早期発見や早期対応、虐待防止のための研修会等を開催しています。

4つ目は、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、地域全体の医療、保険、介護分野の関係者から地域住民まで幅広いネットワークを作り、そこで暮らす高齢者の課題解決に向けた調整を行います。また、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりも進めています

○10番（田上 忍君） 今、詳しく説明していただきまして、この中で、やはり一番重要になってくるのは、ケアマネジャーになってくるかと思うんですけれども、ケアマネジャーの人数とかは今は足りているのでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） ケアマネジャーの数としては、居宅介護支援事業所が町内にございますので、若干離職される方もいらっしゃいますが、次の方たちがまた見つかったという状況です。ただし、やはり包括支援センターの中で、専門職を確保するというのは、かなり困難を感じているところです。

○10番（田上 忍君） 今まで、このケアマネジャーの方、厳しい状況というか、人数が多い中で、いろんなところに行かれて大変な作業をされているかと思うんですけれども、住民の方から聞きますと、なかなか予約というのでしょうか、連絡してもすぐには来てもらえないとか、そういう状況もあるようです。その辺の何か対策とかは、そういうのは何か考えているのでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） ケアマネジャーの方たちとの連携のための会議などを開催しております。できるだけ住民のニーズに添った支援ができるように努力しているところです。

○10番（田上 忍君） はい、これもいつどれだけの人がどっと来るかもわからないと思います。なかなかスケジュール的には難しいかと思うんですけれども、できる限り必要な方が満足いくように、そういう会議を開いて、今後もやっていってほしいと思います。

続いて、地域包括ケアシステムを構築するために、今町ではどのようなことをやっているかについて、質問いたします。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

特に力を入れていることとして、在宅医療介護連携推進事業に取り組んでいます。上益城地域は、第七次熊本県保健医療計画で、熊本地域と二次医療圏が統合され、熊本・上益

城医療圏として設定されています。御船町は熊本市と隣接しており、熊本市に通院や入院をする方も多く、退院後の在宅生活への支援のために熊本圏域の医療機関との連携も行っています。また平成30年度から上益城郡内5町と上益城郡医師会と在宅医療介護連携推進事業の委託を行い、医療と介護連携のための研修会や地域住民への普及啓発の事業を行っています。

現在、町内には在宅診療を行う医療機関や訪問看護ステーションができています。この事業を通じて、医療の依存度が高くなっても、在宅で生活することを希望する方を支援するための医療と介護の連携強化を進めていきます。

また、県の補助事業、中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業を活用し、平成26年、平成27年度にかけては水越地域、平成30年、令和元年度にかけて田代西部地域の通いの場づくりを支援しています。地域の関係者と行政、サービス事業者等と連携し、地域の課題を共有し、地域で解決していく取り組みを進めています。人と人とのつながりの中で、高齢者本人の力や住民相互の力を引き出し、介護予防や地域の支え合いが深まり、さらには地域の活性化につながるよう努めています。

○10番（田上 忍君） まずはじめに、今聞きますと、平成26、27年が水越、その次が田代西部ということで、中山間部が今先行してやられているようですねけれども、ほかの地域に対してはどのように考えられていますか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

町全体の取り組みとしては、介護予防事業や地域サロンの充実を図っていきます。通いの場に必要介護予防拠点整備や不足している生活支援サービスの創設など、介護予防に資する地域活動が容易にできる社会環境の整備を事業化していきます。介護予防拠点整備として、地区集会場などのトイレ改修や段差改修などを行い、より多くの方が地域の通いの場に出向き、介護予防事業に参加できる体制づくりを行っています。平成29年度に甘木地区集会場を、平成30年度に五丁目公民館、北向公民館、上田代公民館、今年度は上野公民館分館、御船公民館分館、秋只地区集会場の改修を予定しています。

また、訪問介護事業所の撤退等により、訪問介護のサービス提供が不足し課題となっていました。住民の有償ボランティアの要請を行い、平成30年度から生活たすくサービス事業を開始しています。

○10番（田上 忍君） 今の生活たすく事業とありましたが、それをもう少し詳しくよろ

しいですか。

○福祉課長（西橋静香君） 生活たすくするサービス事業は、一定の研修を受けられた方が、要支援及び事業対象者の方の家庭を訪問して、ヘルパーが行うような家の中の掃除や買い物などの支援をしていただきます。有償のサービスになります。

○10番（田上 忍君） あと、この中で、医療との連携についても答弁がありましたけれども、今定期的な訪問診察等も実施されているということですが、これは具体的に幾つかの医療機関がやられておるのですか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

町内の医療機関及び近隣の医療機関で訪問診療をされている医療機関がございます。在宅で看取りをしたい方とか、難病の方の訪問診療を担っていただいております。

○10番（田上 忍君） あと、急変時に、一時的入院の受け入れとか、こういうこともできる、療養所とか、在宅療養支援病院みたいなのはあるのですか。

○福祉課長（西橋静香君） 上益城郡医師会の中で、在宅医会という組織を作られております。往診を担当する先生が、先生の都合によりどうしても病院を休まなければいけないときに、その協力医療機関が代わって診療をなさるとか、そういう体制もとられているし、あと、いろんな重たい病気、例えばがんの方が在宅で往診を希望されるときには、急変時にはまた済生会とか、大きな医療機関に入院するという、そういう連携もとられています。

○10番（田上 忍君） はい、ありがとうございます。続いて、これから、健康な方も高齢者の方たくさんいらっしゃる。そういう人たちも含めて、今後生きがいくくりや介護予防につながる取り組みとしては、今どのようなことをやっていますか。

○福祉課長（西橋静香君） 生きがいは個人の生き方の指針であり、お一人お一人感じ方も違うものだと思っております。今、福祉課を中心として行っているこの公民館などでの介護予防事業や地域サロンなどは、住民主体の活動を通して、参加している高齢者の方も支える側のサポーターの方も楽しく活動をされていると感じております。10年以上継続している地域サロンもあります。介護予防サポーターは地域活動に自信とやりがいを持たれているかと思えます。

そのほか、老人クラブの活動支援やシルバー人材センターなども生きがいくくりや介護予防につながる取り組みだと思っております。

○10番（田上 忍君） はい、今シルバー人材センターということも出ました。高齢者の、今

まで自分が培ってきた、いろんな経験を活かした取り組みだと思うのです。シルバー人材センター以外には、ほかには何かやってないでしょうか。高齢者の社会参加という意味で、現役時代の能力を活かした活動や、あとは興味関心がある活動とか、新たにこれからチャレンジしたいとか、そういうふうな取り組みの場というのは、今あるのでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） こういった超高齢化の対策が、例えば福祉課だけで担えるものではないということで、平成25年から地域包括ケア推進会議という、各課の職員が参加する地域の高齢化の問題を話し合う会議を持っております。そういったほかの部署でも取り組める事業も一緒に福祉課からは高齢化のさまざまな課題を提供したりとかする会議を行っております。

○10番（田上 忍君） 今まで、地域包括ケアシステムについていろいろ質問してきました。答弁を聞いておりますと、かなり御船町はいろんなことをやられていて、取り組みがほかとも引けを取らないのではないかなと私は考えました。今後、もっと充実してほしいと感じたのは、最後に言いました高齢者の社会参加のところ、これをもっと活かしていけないかなと思っております。

町長の政策的な施策として、この点何か考えられていませんか。

○町長（藤木正幸君） 今、課長から答弁がありましたように、本当に私自身もほかの町村よりも進んでいるなと思います。しかしながら、今まで技能を持った方が今後どういったふうにこの町に対して技能を活かしていくかと、こういったところは今から考えていかなければいけないところでもありますし、ここがこれからの私たちが一番望むところでもあっていくと思います。いろんな形で立ち上げております。生活関係の問題とか、そういったものも全庁挙げて考える場を作っておりますので、その中でまた次の段階を踏んでいきたいと考えています。

○10番（田上 忍君） 先ほど課長も、福祉課だけではなかなかできないこともあると。全体を通して、やっぱりやっていかなければいけないという答弁もありました。町長指導のもと、今後もこういう支援サービスをお願いしていきたいと思います。

それから、今回は、高齢者ということで一般質問を行いましたけれども、地域包括という意味では、高齢者だけではなくて、児童福祉の面もあるし、ほかに弱者の支援とか、そういうものもあるかと思います。そういうのも含めて考えていってほしいと思っております。また、機会があるときに、児童福祉とか、それについては質問したいと思います。

では、続きまして、2つ目です。幼児教育・保育の無償化について質問いたします。

○町長（藤木正幸君） 幼児の教育そして保育の無償化について、お答えをいたします。

今年10月1日から幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子どもたちで、3歳から5歳児のすべての子どもたち及び0歳から2歳児の9月の住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されますが、新たな手続等は不要で、行事費並びに延長保育料はこれまでどおり保護者負担となります。ただし幼稚園については、月額上限2万5,700円となっていますので、認定こども園の幼稚園利用者はこれに該当いたします。おかずやおやつなどの副食費についてですが、保育所利用の3歳から5歳児クラスの子どもたちにつきましては、これまで保育料の中に含まれていましたので、今後は園利用料と副食費に分割され、副食費を直接保育園にお支払いしていただくということになります。

なお、0歳から2歳児クラスの子どもは、これまでと変わりませんが、無償化対象年齢の方々はこれまでと変わらないようになってまいります。

その他、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○10番（田上 忍君） もう何か、ほとんど町長が答えていただいたようなので、課長の答弁はもう要らないような気もしますが、じゃ、とりあえずいきますね。

まず、町長も答弁されましたけど、無償化の措置を受けるために、まず手続は必要かということで、これについてお願いします。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

ほとんど町長に答えていただいたのですけれど、一応基本的に今、町長答弁がありましたとおり、幼稚園、認定こども園、保育所に現在通われている3歳から5歳と0～2歳の非課税世帯ですね、こちらのお子さんたちに関しては、手続は不要です。しかしながら、認可外施設というのが、御船町、該当するのが幾つかあるのですけれども、こちらは無償化を受けるためには、一応保育の必要性の認定というのを受ける必要があります。こちらの場合は、無償化を受けたいということであれば、認定申請書という申請書をこども未来課に出していただいた上で、うちで判断して、保育の必要性というのが、いわゆる子どもを仕事で見れないとか、親御さんの介護をされていて見れないというところで、普通、今現在保育所に通われている皆様方と同クラスの就労証明書になるのですけれども、御夫婦、お父さん、お母さん分を出していただいた上で、無償化を受けられるということになります。

あと、認可外施設というのが幾つかあると申し上げましたけれども、こちらの施設側にも、町で確認をとる必要があるということで、確認申請書という、施設側から出してもらう申請書があります。こちらは既に、うちと施設側にお配りするようになっておりますので、一応そちらを出していただいた上で、町の確認ができたところで、認可外の施設を使用されている方々の認定ができれば、10月1日からの無償化を適用になるということになります。

○10番（田上 忍君） 今、整理しますと、まず前半の部分ですが、認可されている保育所と公立の幼稚園ですけれども、3歳クラス以上は理解できました。何にも出さなくてよいと。そしてあと、0歳から2歳まで、住民税非課税世帯ということですが、これに対しても何も出さなくてもいいということで理解していいのですか。

○こども未来課長（田中智徳君） 保育園の園の使用料が無償になるということで、副食費、こちらは切り離して4,500円という金額が設定してあるのですけれども、この金額だけは手払いで、直接園にお支払いしていただくと。公立保育園は、保育料として入れていただいていたので、直接、行事費のおやつ代なり何なりと、あと延長保育料は保育園に払っていただいたのですけれども、それとプラスして副食費、おやつ代は払っていただきます。あと認定保育園あたりは、保育料自体を直接保育園で徴収されておりますので、そちらはこれまでどおり、園にお支払いしていただくということになります。

○10番（田上 忍君） まず、書類の提出は不要ということで理解いたしました。もう一度再確認しますが、おやつとかの副食費については、個人負担だよということでよろしいですか。

○こども未来課長（田中智徳君） はい、副食費は先ほども申し上げましたとおり4,500円という設定がしてあります。こちらは、国からの通知にも書いてありますけれども、自宅で保育するにしても食事代が出ると。あとは義務教育あたりでの給食費あたりも出すようになっていきますというところで、食事代までは出すべきじゃないかというところでの4,500円の徴収になります。

あとは、今回、法改正の中で拡充したところがありまして、生活保護世帯とひとり親世帯、こちらはこれまで副食費も免除だったのですけれども、プラスして、年収の360万円未満世帯と、あとは子どもが3人以上いる3子目以降のお子さんたちの副食費は免除しますよということで、こちらは拡充の制度があります。

○10番（田上 忍君） 私がちょっとほかのを見たところによると、おかず・おやつ代、副食費ですけど、これも免除される場合もあるということで、何か見たことがあるのですが。御船町については、もう全部これは払っていただくということで理解していいですか。

○こども未来課長（田中智徳君） 一応、今回の10月1日スタートの無償化に関しましては、副食費の4,500円というのはお支払いしていただくということになりますので、御船町、今郡内のほうのいろいろ意見を聞いていますけれども、基本的には4,500円の副食代というのは皆さんに負担していただくということになっています。

○10番（田上 忍君） はい、では今のに関連しまして、あとは副食費以外に、バスの送迎代とか、そういうものについても個人負担だよということでいいのでしょうか。

○こども未来課長（田中智徳君） これまで、基本的に園で実費徴収していたものに関しては、無償化の対象外ということになっておりますので、送迎バスなり延長保育代とか、こちらは今までどおり園にお支払いしていただくということになります。

○10番（田上 忍君） よくわかりました。あと、今御船に住んでいて、そして町外の保育所なり幼稚園なり保育園に通わせている方もいるかと思うんですけれども、そういう方に対しては、何か手続とかは要るのでしょうか。

○こども未来課長（田中智徳君） こちらも、認可と無認可というふうに、先ほどお話ししたんですけれども、無認可の場合はやはり無償化の対象になるためには、申請書の提出が必要となりまして、そちらの施設も確認申請書を出していただくということになっております。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。あと、今御船町には保育園はないのですが、幼稚園ですよね。ほかの町の保育園に通わせている人がいたとした場合に、そのときの対象年齢というのはどうなりますか。

○こども未来課長（田中智徳君） 町内外、広域保育、認証ということなんですけれども、対象年齢は全国的に一緒に、3歳～5歳と0歳～2歳の非課税世帯ということになっております。

○10番（田上 忍君） 今回の改正では、3歳からということで、簡単に言うと、小学校入学前の3年間が無料化と。ただ、保育園に対しては、これは満3歳になってからじゃないのでしょうか。その辺はどうですか。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

こちらは、3歳になった翌年の4月1日から小学校入学までということになります。あ

と、認定こども園は3歳になった翌月から無償化になるということになっております。

○10番（田上 忍君） ちょっとすみません、今私の頭の中も混乱しているのですが、幼稚園は結局3歳児クラスに入ったら誕生日が来てなくても無償化ですよ。違うのですか。全部誕生日が来てから無償化ということになるのでしょうか。

○こども未来課長（田中智徳君） 3歳になってからということになります。幼稚園は3歳になった日の翌月から、誕生日が来た翌月からが無償化です。あと保育園は、3歳児プラスといいましても、3歳になるお子さんなので、その年に3歳になって、翌4月1日は満3歳ですよ。翌4月1日から小学校に上がるまでが無償化ということになります。

○10番（田上 忍君） 今の説明でよくわかりました。今回全部、今質問してしまったのですが、基本的に手続は不要と、無認可保育園に通う方は手続が必要ということですね。こうやって、保育料が無料化になると、今まで預けられなかった方も今度、無料だったら預けようかということで、もしかしたら増えてくるかもしれない。その場合に、御船町は待機児童という人たちはいるのでしょうか。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

前回の議会でもお尋ねを受けたんですけれども、うちの町に上野保育園というところがありまして、まずもって、待機児童ということが、入れないというところなんですけれども、入れる保育所があつて、自宅から30分前後以内のところに通える保育園が町内にあるということであれば、そちらを町でお勧めします。その空きがある、お勧めした保育所を断って、絶対行きたい保育所、御自身の御都合でどこどこ保育園にしか行きたくないということであれば、待機児童としてカウントしないということになっておりますので、御船町はおそらく待機児童はしばらくは出ないと思います。

○10番（田上 忍君） ということは、今回こうやって無償化になって、もし増えてもおそらく待機児童はいないだろうというふうに見込んでいるということでしょうか。

○こども未来課長（田中智徳君） その辺は大丈夫だと思います。あとは、保育所に預けると、イコール御両親、お仕事をされて、子どもを見れないということでの預けになると思いますので、お仕事をされてない方々が、これから働きに出られるということはいいいことだと思うのですが、おそらく人数的には、スペース的には、保育所の大きさもありますけれども大丈夫と思っております。

○10番（田上 忍君） はい、今いろいろお尋ねしまして、御船町の幼児教育については、待

機児童は多分無償化になってもないだろうということで判断いたしました。これからも、また子育てのうまいく、御船町で子育てしてよかったという環境を作っていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○6番（増田安至君） 議席ナンバー6番、増田安至です。ただ今より一般質問を通告したとおりさせていただきます。

はじめに、8月28日に佐賀県を襲った豪雨災害、9月8日に関東地方を直撃した台風15号、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

我が国の平均寿命は経済の発展、保健衛生及び医療の水準の向上に支えられながら、国民のたゆまぬ努力により延伸を続け、国際的に高い水準となっています。しかし、今や単に長寿を全うするだけではなく、生涯にわたり健康でいきいきとした生活を送ること、健康長寿社会を構築していくことが国民すべての願いでもあります。

このために、生活習慣病が中心となっている疾病構造の中で、国民一人ひとりが自らの健康は自らが作るという意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態に応じて具体的行動として一歩踏み出すことがとても重要になります。

一方で、地域及び職域における、これまでの第一次予防としての健康づくり施策が必ずしも個々人の住民や従業員一人ひとりまで行き届いておらず、自分自身の健康づくりに対して関心が低いなど、健康づくりの取り組みが実践できていないといわれる健康無関心層という、一定程度存在しているのも事実です。この健康無関心層は健康づくりの対象となる住民等の約7割存在するなどとも発表されています。

このため、個人の健康づくりに向けた意識を喚起し、具体的な取り組みとして、一人ひとりがそれぞれの選択の中で第一歩を踏み出すきっかけづくりとなるようアプローチして、さまざまなインセンティブ、要因を提供することや、一人ひとりがその人なりに楽しく努力し続けることができるよう、ICTや民間の創意工夫を活用して、町民に多様な選択肢を提供していくことが必要でもあります。

こうしたインセンティブ、誘因の取り組みをより効果的に推進する観点から、個人が日常生活の大部分を過ごす企業や地域社会などにおいて、無理なく自然にこれを行える環境づくりや身近な存在とともに励まし合い、共に取り組みを進めることが可能となるよう、健康づくりを通じた新しいコミュニティを構築していくことも非常に重要となります。

既に、一部の医療保険者や企業、市町村などでは、加入者や従業員、地域住民に対して、個人の健康づくりの取り組みに対して、インセンティブ、誘因を提供することも含め、さまざまな支援が実践されているところです。

本日は、医療保険制度の趣旨に照らし、保険者が留意すべき点も明示しながら、個人が主体的に健康づくりを進めるためのさまざまな施策について、質問をし、確認をしようと思っております。

2つ目は、森林環境の現状と今後の施策について。これからの御船町の産業育成を目的とした施策に対して、その方向性の確認を行おうと思っております。

そして最後に、自然エネルギーの利活用について、御船町にある資源の有効活用と新たな時代に向けての執行部の取り組みの確認ができればと思っております。

次項以降、質問及び再質問は質問席にて行います。よろしくお願いします。

○町長（藤木正幸君） 増田安至議員の、町の健康増進に対する施策について、お答えをいたします。

一人ひとりの実現したい生活は、障害があっても病気があっても、自分らしくいきいきとした生活を送ることであり、そのために健康は大事な資源となります。御船町では、健康増進計画に基づいて、子どもの頃からよりよい生活習慣形成のための支援を実施しており、働き盛りの世帯へ、疾病予防、重症化予防を含むがん、生活習慣病予防対策を強化をしております。

また、高齢期に向けて、介護予防における保健医療の視点で、健診結果や医療のレセプト、介護の情報を踏まえた個別の重症化予防や、医療中断、未受診者の受診勧奨を実施しております。加えて、健康増進を推進する目的で、今では国民皆保険制度を守るためにあるということで、国民一丸となって取り組む必要があるとされています。そのために予防可能な生活習慣病、そしてその中で糖尿病等の重症化予防を強化することが重要であります。重症化してから入院すると医療費が高くなり、医療費や介護費が増えると住民の負担が増えることになります。町民の皆様には、毎年健診を受け、自分の体がどのような状態になっているかを知っていただき、予防可能な生活習慣病の予防に取り組んでいただきたいと思います。

さらに取り組み結果として、健康寿命を伸ばし、生涯現役でいきいきと健康で暮らしていける、社会に参加できる、働くことができるよう、さらなる健康増進に取り組み、日本

一住みたい町を目指します。

その他、詳細については、担当課長より答弁させます。

○6番（増田安至君） 今、町長が表明していただいたように、重症化すると医療費が増加して大変であるというところから、検診を、必ず必要な状態で、町からもいろいろお誘いを掛けて検診させられているんですけども、その検診の受診率と町民の健康状況を町がいかに把握しているかということで、直近10年間の取り組みということで、国・県・町でそれぞれあるのでしょうか。受診率の向上を目指した取り組みについて教えていただきたいのですけど。

○健康づくり支援課長（本田太志君） まず、がん検診受診率ですけども、町は平成30年度まで出しておりますけれども、県が平成29年度、国が平成28年度までしか公表しておりませんので、平成28年度の国・県・町の受診率を申し上げます。胃がん、国8.6%、県9.5%、町10.1%、肺がん、国7.7%、県9.9%、町15.7%、大腸がん、国8.8%、県9.9%、町15.3%、子宮頸がん、国16.4%、県16.2%、町14.6%、乳がん、国18.2%、県18.1%、町19.1%となっております。ちなみに、平成30年度の御船町の結果としまして、胃がん11.3%、肺がん20.0%、大腸がん16.9%、子宮頸がん15.8%、乳がん20.7%で、すべてにおいて受診率は向上しております。

がん検診での向上を目指した取り組みとしまして、まず乳がんと子宮がんにつきましては、平成21年度から子宮がん20歳、乳がん40歳の時に無料クーポン券の配布を行っております。平成26年度からがん検診費用の自己負担の引き下げを行うとともに、毎年10月から1月までの期間に医療機関で個別で受けられるようにしております。大腸がんでは、希望者に対して郵送で検査を行えるよう簡素化し、肺がんについては65歳以上の方の検診無料化を平成26年度から行っております。

人間ドックにつきましては、それまで1医療機関だったものを平成28年度から順次3医療機関を追加し、希望する医療機関で受けられるようにしております。また11月の集団健診に対して9月から健康づくり地区推進員の協力を得ながら、7月に受診されなかった方に対して、受診勧奨を行ってもらっております。また、何らかの病気治療中で検診を受けていない方に対しましては、町の医療機関と連携し、検診受診勧奨を主治医からお声掛けを行ってもらっております。

治療中断者や検診未受診者への受診勧奨としまして、電話や訪問を行っております。生

活保護受給者の検診費用は、以前から全額助成を行ったりして、受診をしやすいようにしております。

受診率を上げるということは長年の課題であります。地道ではありますが、広報等での通知や勧奨、また当課で所管しています組織や団体へ、正しい知識を伝え、未受診者への勧奨や受診継承を強化しています。今後さらなる健康寿命延伸に向けて、発症予防と重症化予防、がんによる死亡率を減少させるためには、受診・検診向上及び検診で正しい知識を持ってもらうことが必要不可欠だと思っております。

○6番（増田安至君） ありがとうございます。検診に対しての受診率は年度は違うけれども高かったということで、理解しとっていいですね。とても心配だった点、また後ほど質問でも出しますのであれですけれども。

今度は、受診を受けて、その受信後の結果と再検査を受けなさいというのがまた来ると、僕らもドキッとする瞬間なんですけれども、どのような方法で御船町がとられているかということ、検診結果を送付後、対象者への認知状況の確認などはどのようにされているのかということ。そして、検診の結果は、治療効果に、先ほども主治医に連絡してということもちょっと言われていたんですけど、その辺のつながりというのを御説明いただけますか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 本年を例に挙げますと、集団検診を7月1日から14日まで実施しました。検査にて異常が見つかりますと、至急病院受診が必要であると判断された方に対しましては、検査後まもなく精密検査依頼書が発行され、保健センターに届きます。その依頼書を自宅へ訪問し、早急の受診を勧めています。それ以外の方へは、7月末から結果通知が届きますので、検診結果が来た直後に、重症化予防及び保健指導の必要な、平坦地区の方に対しましては健康推進係で個別に通知書を出します。保健センターにおいて、保健師、栄養士が1対1で対応し、紹介状がある方へは受診勧奨を行っています。

また、中山間地区の方に対しましては、8月6日から、各公民館等で検診結果説明を行いました。本人へ直接手渡しし、検査機関であります熊本県総合保健センター職員から、がん検診、特定健診の検査項目ごとに数値の見方を説明していただきます。検査数値が高い方へは健康づくり支援課の職員、保健師と栄養士ですけれども、個別説明を行い、検査結果をもって主治医へ相談・受診を勧めております。

また、説明会に来られなかった方に対しましては、保健センター窓口にて手渡しをして

おります。そのときはさきに述べましたように対応しております。精密検査が必要な対象者には個別で説明し実施しているためか、また、本人の健康への意識が高いからなのかわかりませんが、県内でも精密検査の受診率は高いほうとなっております。これもデータとしてありますので紹介しますと、平成23年から平成28年、がん検診精密検査受診率というのがございます。県の目標値が胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がんが70%、乳がんが80%あります。当町におきましては、胃がんが77.8%から88.9%、肺がんが75%から100%、大腸がんは74.7%から84.7%、子宮頸がんが75%から93.8%、乳がんが87.1%から100%となっております。

県の目標値をすべて上回っている市町村ですけれども、45市町村のうち4団体ありまして、その中に御船町は入っていると、そういう状態です。

○6番（増田安至君） 検診の精密検査受診率というのが非常に高いということで、これは御船町は威張っていてよかということですかね。

今の答弁の中で、至急精密検査依頼書ということで、至急という言葉を使ってあったのですが、さらに特定保健指導や重症化予防の対象者人数はどうなっているかという点と、公民館などで、どの地区で何人ほど指導等をされているか、把握されている分教えていただけますか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 今回の7月の検診で至急での精密検査が必要な対象者の方は5名いらっしゃいました。主にがんの疑いや高血糖の方となっております。

特定保健指導及び重症化予防対象者は185名いらっしゃいました。高血圧や脂質異常症、高血糖で脳血管疾患や心疾患への予防を対象とした人でございます。重症化予防はヘモグロビンA1cが6.5以上の方で、糖尿病の重症化を予防し、人工透析へと移行させないようにするための方でございます。説明会場といたしましては、水越公民館が10名ほど、上野保育園20名ほど、田代東部公民館では30名ほどいらっしゃいました。北田代公民館では20名ほどいらっしゃいました。

○6番（増田安至君） これは、地区山間部は出向いて行って、こちらから説明するっていうことで、町内の、平坦地区は通知だけで、あるいは聞きに来られたら説明するっていうことですね。はい。

あと、自分のほうに地区の、地域からお話が上がっていたのが、検診バスがこちらを中心地区、平坦部でやるので、実際交通難民というか、移動がなかなか来にくい人たちにと

っては、なかなか来づらいよっていうのも受診率低下の1つになっているって話があるんですけども、近くに検診車が来るならねなんていう話を聞いたこともあります。82行政地区ある中で、8カ所の公民館がそれぞれございますけれども、平坦地区、中山間地域問わず、便利のいい中心部に人は寄ってくるんですけども、その中でもやっぱり移動がしにくい人いらっしゃると思うんですけど、その辺に検診車の手配とか回すことはできないかということはいかがでしょうか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 検診を実施するに当たりまして、受付、待合室、問診、検査場所の確保が必要となります。また、検診車の配置スペースや受診者の方の駐車場が必要となります。あと機材等も多く、準備や後片づけに時間と労力を要するため、公民館等での実施は難しいかと考えます。以前は各小学校体育館で検診を実施しておりました。旧七滝小学校、現在の七滝中央小学校、田代東部・西部小学校で行っておりました。それらは学校の廃校や統合に伴い、検診会場としての利用が難しくなりました。また、検診時期が現在と変わらず7月に実施していたため、受診者への環境としまして、空調設備のない環境空間での受診となっていましたので、熱中症などで体調不良者が出られるということがありました。そのために出先での検診をやめ、現在の検診会場で行うようになったという経緯がございます。

○6番（増田安至君） 高齢者といいましたら、それぞれに病院にかかっていたり、かかりつけ医もいらっしゃるので、検診という特別な形をとらんでもちょこちょこ病院へは行かれている、そういう方もあるかもしれませんが、中には、さっき言ったような、かなりの数、健康無関心層というのもおるもので、その方たちにとっても拾い上げていただいて、ぜひ、町政の中でそういう閉じこもりじゃないですけど、家に閉じこもってなかなか検診に行かないとかいう人たちも受けられるような、何かタクシー券とは言いませんけれども、なにがしかのそういうちょっとしたお誘い、あるいは先ほど福祉課の課長からあったように、隣同士でお互いに助け合うような、地域包括ケアなる話もあったんですけども、なにがしかの、全員できるだけ検診を受けるような対策をとっていただきたいと思います。

そういうことで、検診車を配車して各地区で受けるということは難しいということなんですけれども、検診の時期自体、いわゆる農繁期とかいろいろ関係しての今の時期だったのだと思うのですけれども、時期の変更とか検診期間は変えることはできないでしょうか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 検診時期の変更は、以前検診機関等検討したことがございます。当町が委託しております検診機関は御船町だけではなく他の自治体でも検診を行っていらっしゃいます。検診時期も御船町と同様、他の自治体も毎年同じ時期に行っているということでございますので、変更するのであれば、検診受診者が同規模クラスの自治体との変更となります。そうなりますと、相手方の了承が必要になるということでございます。以前、10月上旬であれば変更がきくという自治体があるかもしれないということの話がありましたが、その時期は、先ほど言われましたように農繁期の稲刈りの時期に当たるため、受診者の思いを考えれば7月のままがいいのではということで、変更は行いませんでした。

少子高齢化が進む中山間地区におきましては、高齢者世帯や独居世帯が増えております。受診者の方は自分の運転で来られたり、近所の方と相乗りして来られる方もいらっしゃいますけれども、それもかなわない方もおられますので、検診機関へ検診見積の条件の1つといたしまして、中山間地域への車での送迎の条件を付して見積書を徴集したことがあります。そのとき、送迎を受けるという機関は1機関だけでありました。他の機関は送迎ができないということで辞退をされています。

現在、辞退されている検診機関が送迎の条件を満たすということができるようになれば、同じ条件での見積執行となりますので、検診期間の変更は可能かと思います。

○6番（増田安至君） 条件次第ではそういうこともできないこともないということで安心しました。実を言うと、自分の地区でがん検診で発見されました。発見されて本当に短い期間で亡くなった方が実際いらっしゃったので、検診は本当に受けとった方がいいなというのをつくづく思っただけの今回の質問なんですけれども。

町が所管している国保というのがありますけど、社保、共済、各保険者があります。そのそれぞれの中での情報、データの共有、今言ったがんもそうなんですけれども、いろんな情報の共有さえあれば、かなりの生活習慣病とかも防げるのではないかと思うんですけど、その点はいかがですか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 町民保険課から保険者の種類と受診率、それと取り組みについてお答えいたします。まず、保険者の種類ですけれども、市町村の国民健康保険、社保では組合健保、それと協会健保があり、共済では国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済組合があります。そのほか、船員保険や国保組合また後期高齢者

医療があります。

次に、受診率ですけれども、特定健診については、保険者の実施義務のため、熊本県保険者協議会にて把握されております。そちらでの熊本県内の平成28年度の受診率のデータとしましては、組合健保85.0%、協会健保50.6%、市町村国保34.2%、国保組合48.6%、共済組合83.0%、後期高齢者医療13.6%となっており、組合健保である企業や共済組合では高い受診率となっています。

取り組みとしまして、特定健診は保険者ごと実施義務があるため、データを保険係と健康推進係でパソコンが連動しているので、情報を共有し把握しています。県としても、保険者ごとのデータを取りまとめる協議会、国保連合会が母体となり、熊本県保険者協議会医療分析部会が設置されております。

○6番（増田安至君） 特定健診に関しては、先ほど数値があったように80から13.6%までバラバラで受けられているということ。なぜ情報のデータ共有をという話をしたかということ、これが国立がんセンターから出ている受診率向上のための施策のハンドブックをお持ちだと思うのですけれども、がんの検診、個別受診率アップについてということで、石川県金沢市医師会から出ているアップした事例などの紹介があります。なかなかがん検診については各保険者間でのデータの取りまとめる仕組みというか、そういうのが把握されていない状況らしいので、できれば、こういうのも参考にされながら、がんに関しては特に、意外と胃がんだったら、スキルスがんとこうつくような早い胃がんもありますので、そういうところも含めて、きちんと情報の共有というのを図れるように、御船町からも、サラリーマンの団体であったり各種共済であったりに常に連絡をして、データ収集ができればいいのかなと思います。お願いしておきます。

そういう情報を共有しながら、各団体での保健指導といったものは御船町では何かされていますか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 保健指導といいますか、各団体での情報交換や研修などは行っております。情報交換の場としましては、上益城管内5町に勤務する保健師で協議の場を設けています。町職員として、町民に対する勧奨方法、事例や情報を共有する保健師同士の交流会でございまして、2カ月に1回実施し、会場は持ち回りで、土曜日の午前中に行っております。

また、御船保健所主催で年1回行います上益城圏域職域連携推進協議会がございます。

これは御船保健所が実施し、郡内の職場の健康づくり担当者と各町協会健保等が出席し、それぞれの健康づくりの施策の情報共有を実施することを目的とした研修会でございます。研修会は、県内のすべての保健所と自治体を対象としたデータヘルス計画の効果的な実施に向けた学習会がございます。昨年は火の国ハイツですけれども、年3回出席しております。それと、データヘルス担当者研修会、これが年3回ございます。あと国保保健主幹課長担当者研修会や国保運営検討部会などがございます。

○6番（増田安至君） 各種情報交換、データヘルス等の計画に沿った学習会はやっているということなんですけれども、先ほどから約7割近くが健康無関心層ということで、最初に話を挙げたんですけれども、この健康無関心層に対してのアプローチというか。さっきは熊本市とか宇城市で、実際3～4日前に宇城市から、11月から健診に対して受けた人はイベントで付与するというインセンティブについての熊日新聞の記事がありました。こういうインセンティブという誘因、誘い込むという方法ですけれども、この場合は、スマホのアプリだそうです。アプリが欲しい人と欲しくない人いろいろいるかもしれませんが、御船町の場合、どういう方法を検討されているかというところと、今検討中であるかというところをお聞かせください。

○健康づくり支援課長（本田太志君） まず、インセンティブによる行動変動につきましては、今年度から熊本市連携中核都市圏の健康福祉部門におきまして、熊本市が開発中の健康アプリを活用した健康づくり活動に健康ポイント事業を圏域の自治体、これは18自治体ございますけれども、こちらと連携し実施するよう提案がっておりますので、今後、実施に向けて協議がなされるかと思います。

○6番（増田安至君） ぜひ、その18自治体を参考にしながら、町内各嘱託区が82地区ほどございますので、地区推進員とかもどんどん活用されて、これは滝尾の話ですけど、地区推進員が、地区で今度11月頃お祭りをするんですけれど、昨年もそうでしたけど、みんなの前でこういうことで健診受けたがいいよと言って、最初にイントロで5分とか10分お話しいただきました。この人たちの認識というのがまたほかの人に広がるし、そこから広がるのが期待されるので、こういった方も使いながら、それがいわゆる1つのインセンティブなのかもしれません。なぜならば、80、90の人はスマホのアプリケーションには興味がないからですね。その地区の委員なり何なり、先ほどはサロンの話もされましたけれども、そういった地区に興味のある人たちをアグレッシブに、よりその人たちをはやし立てるじ

やないですけども、気をつけてやってください。そしたら、それが御船独自のインセンティブに変わるのかなと思いました。

がんの検診に関してはそのようなことで、なかなか横の連携がつかないということもあって、なかなか数の把握も難しいかもしれませんが、御船町のデータは大体どれくらい、がんに関して、無関心層の把握といいますか、何%ぐらいが無関心層と感じられていますか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） ただ今健康づくり地区推進員のことを述べられましたけれども、この健康づくり地区推進員は嘱託員の方が推薦し、選出された方でございます。委嘱状を交付し、2年間の任期になっております。この健康づくり地区推進員は当初述べましたように、9月から、今月からですけども、11月の検診に向けて、7月未受診者の方に勧奨を行っております。それで、地区推進員の方から勧奨されて、初めて検診を受けに来ましたという方も今年いらっしゃいました。それを付け加えさせていただきます。

それと、町でのデータということでございますけれども、がん検診につきましてお答えいたします。2月に対象者あてに検診申し込みを送付しております。申込書の回答分は把握しておりますので、そちらでよろしいでしょうか。

胃がんですけれども、対象者1万1,120名、未提出者5,710名、51.3%でございます。提出者で「受ける」ということで答えられた方が867名、7.8%、「受けない」ということで答えられた方が4,543名、受けない理由といたしまして、「職場で受ける」688名、「病院で受ける」1,072名、「個人で人間ドックで受ける」という方で120名、それと「その他」ということで2,663名の方がいらっしゃいます。検診で受ける、職場で受ける、病院で受ける、人間ドックで受けるを、その方を健康関心層と考えれば、2,747名で24.7%、未提出者、その他と回答された方を健康無関心層とした場合、8,373名、75.3%になります。

同様に、申込書の回答を計算しますと、肺がんですと、関心層が30.2%、無関心層69.8%。大腸がん、関心層26.3%、無関心層73.7%。乳がん、関心層24.8%、無関心層75.2%。子宮頸がん、関心層22.8%、無関心層77.2%となります。ただ、何らかの都合で未提出であったり、その他の理由の方を無関心層ととらえていいのかはちょっと考えましたけれども、以上になります。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 町民保険課から参考までにお答えします。無関心層とっていいのかわかりませんが、国保のデータベースの中に医療機関受診と健診

受診の関係表というものがあります。それによりますと、平成30年度において、健診対象者3,194名がおられまして、そのうち健診を受診し、何らかの病気等で医療機関を受診した人が1,332名の41.7%、それから健診を受診しただけで、医療機関を受診しなかった人は119名の3.7%、それから健診は受診しなかったが、何らかの病気等で医療機関を受診した人1,379名、43.2%、健診も受けず病院にもかからなかった人が364名の11.4%となっています。この11.4%の方が無関心なのかどうかは定かではありません。

○6番（増田安至君） 私が最初のイントロで言ったように、平均的に住民の約7割近くが無関心層になっているのかなあというところでは感じていますがけれども、より詳細に分けていけば、今みたいに健診を受けて病気を実際発見して対応していくというパーセントにそれぞれあるみたいですがけれども、無関心層というのはどうなのでしょう。どういったところで無関心層になると今回お感じになりますか。感じだけ、課長に。

○健康づくり支援課長（本田太志君） がんにつきましては、もし私だったらならないだろうなあという思いがあるんじゃないかと思います。ただ、検診をもし受けるのであれば、身近でそういう方が、そういう病気になられたということになれば、受診をするという感じを受けております。

○6番（増田安至君） はい、そういうことなんです。自分はまさか、というのが、乳がん、子宮頸がん等々あると思うので、自分もそうです。しっかり検診を受けていかんといかんなど。ただ、40歳、60歳の節目のきちんとした検診は受けても、それ以外はとなかなかです。特に最近は大腸の問題とかはより詳しい病院に行かんとわからなかったりしますので、早目にがん検診は受けていただきたいと思います。

その中で、ちょっと日本語になりにくい言葉で、フレイルという言葉があったりとか、ロコモと、これは正式な整形外科の一般名で、ロコモという、運動系疾患のことです。サルコペニアというのは加齢による筋肉量の低下なるものがあります。そういう横文字がこれから先どんどん出てきて、そういったところは予防が効く1つのところです。検診自体はなかなか予防しようにも発見されたらアウトなんているものもありますけど、こういう住民の学習機会として、フレイル予防とか対策、あるいは今言った保険関係の話になりますけれども、具体的な町の取り組みなどあったりすれば教えていただきたいです。

先ほど地域包括支援センターで、介護予防生活支援サポーター養成講座等の話とか、いろいろ出たところなんですけれども、もしよかったら、その辺でそういう予防関係にどう

いうことをやっているっていうことを教えていただければと思います。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

フレイルとは高齢者が筋力や活動が低下し、心身の機能が低下した状態のことをいいます。運動機能障害による体のフレイル、物忘れなど認知機能が低下した精神的フレイル、外出の減少、閉じこもりなど日常活動が低下している社会的フレイルの3つの側面を含む幅広い概念であるとされています。健康と要介護状態の間の段階で、多くの人がフレイルの状態を得て、要介護状態になると言われています。加齢によるもので仕方がないと思われがちですが、適切な介入によって再び健康な状態に回復できる状態が多く含まれています。要介護状態を先送りする効果があるとして、対策が進められています。

高齢期の健康づくりの鍵は、動くことと食べることの合わせ技とも言われています。フレイルの原因となる筋肉の減少を抑えるために運動が必要です。また、筋肉を維持するタンパク質を意識して食べること、積極的に外出したり、人と交流するなど、社会参加することがフレイル予防や改善につながるということで、町としては、旧小学校区10地区で実施している元気クラブなどの介護予防事業や、町社協が実施主体の地域サロン事業を通じて、このフレイルの予防対策の取り組みを実施しております。

○議長（池田浩二君） 増田君、あと2つ質問、大丈夫ですか。

○6番（増田安至君） はい、大丈夫です。

○議長（池田浩二君） はい、増田君、どうぞ。

○6番（増田安至君） ということで、③の認知症予防への取り組みというところに踏み込んだということです。フレイルの状況は虚弱老人であり、それぞれに対しての対応を御船町でやっているかという確認で、結構です。

できれば、最近新聞紙上でながら見守りボランティアなど、防犯強化の取り組みとしても重要な役割を果たすということで、そういう運動不足の1つを解決する方法でも、地域の人をどんどん巻き込んで、御船町の施策の中でやっていっていただきたいなと思います。

今回執行部から出ていました所管事務の、今後の課題ということで、がん検診によって死亡率を下げていき、生活習慣病を取り除いて、できるだけ重症化を予防することが御船町の取り組みであるということを参考に、今回の質問をいたしました。

あと2つ、ちょっと急ぎます。1つは、森林環境税の設立ということで、平成30年度の税制改正大綱において、森林環境税というのと森林環境譲与税というものが創設されまし

た。森林環境譲与税というのは、平成31年から自治体の譲与が開始されております。今年の4月です。そこで質問です。森林環境譲与税が創設された経緯について、お知らせください。お願いします。

○町長（藤木正幸君） お答え申し上げます。

森林環境譲与税、仮称にまだなっておりますけれども、つきましては、令和6年度から国内に住所を有する個人に対し、税率年額1,000円が課せられ、賦課徴収は市町村に納付いただきます。また、国からの配分につきましては、市町村の私有林、人口面積、林面積が10分の5、林業就業人口が10分の2、人口割が10分の3ということで按分された額が交付されます。

本町では、森林経営管理法の施行に伴い、今年4月から施行して10カ年の地区推進計画を策定し、初年度、水越の五ヶ瀬区と馬立区で説明会を実施し、現在区別の現地調査を行っている現状となっております。

この制度の効果といたしましては、管理されていない森林が経済ベースで活用されることで、森林所有者は森林整備はもとより、収益の確保が期待できるとなっております。

また、地域の林業経営者は長期かつ一貫した経営が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながり、十分な経済効果が想定されます。町内には、青年林業家の方も多く、今後この制度に係る勉強会や検討会を県と連携して定期的に開催することで、後継者の育成支援も行っていきたいと思っております。

○6番（増田安至君） まだできたばかりの法律で、平成31年度からのスタートということなんですけれど、今後御船町にとっては、今までもやってきた、先ほどの衛星写真じゃないですけど、御船町がどんどん森林化されていていっている、侵食化されていていっている写真もありました。その中で、この森林経営管理法というものが法制された経緯について、御説明いただけますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

森林経営管理法につきましては、平成30年5月25日に法案が可決されております。中身につきましては、先人の努力によって造成された人工林、これは杉・ヒノキになりますが、の約半数が主伐期を迎えようとしている中、森林資源、取って、使って、植えるという形で循環利用していくことが重要な課題となっております。しかし、多くの森林所有者は小規模零細で分散した森林を抱え、高齢などにより森林経営の意欲も低下しております。

一方で意欲と能力のある林業経営者の多くは、事業規模の拡大の意向はあるものの、事業地の確保が課題となっております。このため、法案で森林所有者と林業経営者との間に市町村が介入し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るために法案化されております。

○6番（増田安至君） 町は、これまで森林整備に対する個人等に援助とか支援などは行われてきましたか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

本町では、優良な木材の流通の促進をする目的としまして、木材の市場への運搬経費の一部を補助する県の単独事業でありますけれども、熊本の森林利活用最大化事業、こちらを活用しまして森林整備を行っておられます林業家の方に対し、県と同額の補助を行っております。ちなみに、平成30年度の実績につきましては、林業家の方が14戸、実績面積が40ヘクタールで材積が1,144立方メートルとなっております。1平方メートル当たり3,400円の補助となっております。

○6番（増田安至君） この補助を実際活用されて実施されているわけですが、この団体とお話をいろいろ課長もスタートされて、その青年たちとの、林業を担う人たちの育成というものを考えられていっていると思うのですけれども、大体1つの仕掛けをやって、間伐から植林、そしてそれを全体的に見渡す仕組みとして、井上課長はどういう計画を持っていますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

林齢が50年から60年等で主伐を迎え、その後植林を行います。御船町におきましては、対象となる人工林、杉・ヒノキ面積が1,873ヘクタールありまして、林齢が45年から60年の面積が7割を占めております。ですので今回、ほかの事業でも伐採等されているところもありますが、この事業を活用しまして、伐採から植林という形になっていくかと思います。

○6番（増田安至君） どんどんその事業を進めていかれること、ちょっと話を聞きましたけれども、GPSなる機械も購入されて御船町としても直接管理していく方法というのを考えられているそうですけれども、その税金を次年度以降、どんどん今度は、我々住民も国民も1,000円ずつ今度は賦課されて取られていって、より林業の盛んな御船町に変貌していってくれたらと思うのですけれども、税の使途、譲与の基準というのはどのようなになっていますでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

使途につきましては、間伐や人材の育成、担い手の確保、それと木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用となっております。

譲与基準につきましては、先ほど町長からも答弁されましたが、市町村の私有林の面積の10分の5と林業就業人口の10分の2、それと人口の10分の3で按分された額が交付されます。ちなみに、この面積のデータ等につきましては、センサスのデータを活用するという形になっております。

○6番（増田安至君） どんどん林業を営む人たちを、御船町で林業経営者というものを育ててほしいなと思ってる質問です。

1つは、清和村から1人自分の地元地区に帰られて入ってこられている方がいらっしゃるんです。御船町がまだまだ対応が遅いので、清和に帰ろうかなんて冗談でこの前言われていたぐらい心配だったもので、この質問にいたしました。どうかよろしくお願いします。

最後になりましたけれども、時間があと1～2分ということで、急いでやります。

F I Tという、車のフィットではないです。太陽光発電のことです。F I Tについて、再生可能エネルギーということで、特別措置法が2011年8月に成立して、2012年から施行されています。内容と契約についてお願いいたします。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

早口になりますけれども、太陽光発電の対応につきましてお答え申し上げます。

我が国では、低酸素社会を目指し、全世界で温室効果ガスの排出量の半減を実施するため、2050年までの長期目標として、60%から80%の削減目標を2008年に策定された低酸素社会づくり行動計画で公表をされております。この計画において、再生可能エネルギーの普及を目的として、太陽光発電導入目標が掲げられ、太陽光発電システム設置の推進を図る住宅用太陽光発電導入支援対策補助金交付要綱と電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法に基づく固定買取価格制度が策定されております。

本町においては、これまでの太陽光発電システム設置への促進を図る御船町住宅用太陽光発電システム施設費補助金交付要綱を策定し、策定補助金を支給しましたが、2016年度で終了しております。

○6番（増田安至君） 終了していますということで、実際、F I Tの法律は、10キロワットの発電の上か下かということで、個人か事業主かという分け方であってまして、2012年

にF I T法の改正という流れになっています。1つは、12年にあまりにも10キロ以上の設備が増えすぎたと。営利目的の事業者が増えすぎたから、それを少し減らすような方向性というか、個人にあくまでも絞った法律になっていたわけです。

このF I Tに関して、なぜ質問するかというと、御船町では大体どれぐらいの世帯数があって、どれぐらいの方が契約しているというところでしょうか。環境課ですかね。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

平成29年度3月末の数値になりますが、御船町の世帯数は約7,000世帯中、10キロワット以下が630軒、10キロワット以上が142軒となっております

○6番（増田安至君） 約10%近く個人の世帯が実際にF I Tの契約を結んで、今年10月に終わるんですね。そういう補助で、九電の買い取り、今言われているのは九州電力で、キロワット7円、各ハウスメーカーで8円、それ以上でというところを出たり引っ込んだりしていますけれども、その辺で取り引きをしようということで、火力発電所の1キロワットの発電が8円だからという根拠らしいです。僕らとかは42円とかで買っていたので、世の中の急な変更というのが、国の変更に惑わされっぱなしなんですけど、買取制度が終了した後、蓄電池設置に対する補助というのを御船町はございますでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

まず、国では、災害時に活用可能な家庭用蓄電システムの導入促進事業補助金交付要綱を定め、蓄電池を設置された方に対して、上限60万円、これはシステムの内容にもよりますが、支給されます。県・町においてはこのような蓄電池の補助金はありません。

○6番（増田安至君） ぜひ検討していただきたいと、国に60万円の申請を出す間に2カ月、3カ月経つので、御船町でも10%近いおうちがございますので、そちらの方たちもそういった情報の喚起というのは必要かなと思います。実際、ホームページとか広告等で今後お知らせを願いたいと思っています。

本日の質問は、がん検診に始まって、森林保護、そして産業の育成と、そして、最終的にはF I Tというエネルギー契約まで幅広すぎました。1時間をちょっと超えちゃったのでこれ以上しゃべるといけないと思うのでやめておきますけれども、継続的にまた質問を重ねながら、よりよい施策に活かしていけるように、御船町でも努力していただきたいと思っています。町議会ならぬ、執行部の皆さんと一緒に、町長がよく言われている御船町に住んどってよかったという町にするためにも、やっぱり人が住みつかんと人口は

なかなか、はい、そういうことで終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより午後3時まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時49分 休 憩

午後3時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○7番（森田優二君） 7番、森田です。通告しておりました件について、質問いたします。

1、平成28年豪雨災害において、牛ヶ瀬地区では河川増水による内水被害が発生しました。今年度は仮設ポンプによる対応が計画されています。今後、町はどのような対策を検討されているのかについて質問します。

なお、個別の質問に関しましては質問席よりいたします。

○町長（藤木正幸君） 森田優二議員の豪雨災害における内水問題について、お答えをいたします。

平成28年6月20日、深夜から21日未明にかけて起こった梅雨前線に伴う集中豪雨により、御船川流域の牛ヶ瀬地区で内水被害が生じ、家屋や多数の車両が浸水被害を受けました。当該地区に2カ所の樋門が設置されているが、国土交通省の調査では樋門操作に瑕疵があったことを確認し、国家賠償法第2条第1項の賠償責任を認められ、補償交渉に対応されました。令和元年6月12日をもって被害対象61世帯すべての示談が調い、賠償額が支払われます。

平成31年度当初予算は、牛ヶ瀬地区及び小坂地区樋門箇所に係る暫定的な内水処理対策として、仮設ポンプ設置費用を予算化し、本年度の出水期に対応しているところであります。しかし、近年の線状降水帯の通過または停滞による集中豪雨で短時間での道路冠水や、浸水が生じています。仮設ポンプによる対応にも限界があり、町民の生命・財産を守るためにも、万全な対策・検討が求められます。

このような中、庁内関係5課からなる御船町浸水防止対策検討会議を立ち上げ、町内全

域を対象とした被害防止に向けた検討会議を既に立ち上げ、全庁体制で対策を図っていくところであります。

その他、詳細については、担当課長より答弁させます。

○7番（森田優二君） それでは、詳細について質問をさせていただきます。

まず、平成28年牛ヶ瀬地区の内水被害について、被害の状況と補償について、もう少し詳しい説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 平成28年6月20日から21日の深夜から降り続いた大雨により、御船川の水位が急激に上昇しまして、牛ヶ瀬・滝川樋門操作の遅れで、河川水の逆流による付近、民家への内水被害が発生しました。補償内容については、建物等が8件、建物以外の工作物8件、それから家財等が28件、自動車が54台の損害、その他保険料の上昇、それから清掃等に要した人件費などへの補償がされております。

○7番（森田優二君） 今回は、全額国交省が補償されておりますが、なぜそこまでされたのか、説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 国土交通省の管理下にある樋門操作の遅れによる、御船川からの逆流に伴う浸水であり、国家賠償法第2条第1項及び町との水閘門等操作管理委託契約書第12条に基づき、管理瑕疵が国にあったことを踏まえて、賠償を行うと決定していたためです。

○7番（森田優二君） 牛ヶ瀬地区は過去にも被害があったと思いますが、63年の水害後の河川改修後、車が被害に遭うなどの事例はなかったのか。またそのときの補償関係です、これは発生したのかしていないのか、お願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

河川改修後におきましては、このような補償をしたという事例はあっておりません。

○7番（森田優二君） 平成28年の豪雨災害以後ですけれども、どのような対策をとってこられたのか、お願いします。

○建設課長（野口壮一君） 平成28年以降、平成29年度で牛ヶ瀬地区への有線放送施設の整備を行いました。区長宅から樋門開閉時での住民の皆さんへ周知を瞬時に行之、避難の呼び掛け、それから車の移動等による浸水防止に対応をしてきているという状態です。

また、国土交通省から、樋門管理ゲートの鍵を町にも提供をいただき、町の職員も操作員と一緒に協力して今対応をしているという状態です。

また、必要に応じ、内水の水位の状況に応じて、熊本河川国道事務所にポンプ車の出動依頼を行っています。また消防積載車で避難呼び掛けなどの広報活動を行い、早期避難を促している状況にあります。

○7番（森田優二君） 今後の対応について、どのように考えておられるのか、お願いします。

○建設課長（野口壮一君） 牛ヶ瀬の区長と協議をいたしまして、防災行政無線の整備により本来今年度で撤去を予定していた、この暫定的な有線放送施設について、やはり樋門開閉時に瞬時に地区住民への周知の徹底が可能なため、今区長と話の上、残す方向で検討をしております。

○7番（森田優二君） 6月30日の豪雨のときですけれども、牛ヶ瀬の内水問題が私も気になりまして、見に行きました。消防団が出動しておりましたが、樋門は閉められ、6台の消防ポンプと1台の水中ポンプ、これが排水作業をしていました。1台の水中ポンプが作動していなかった。そういうことで、話を聞いたわけですが、1台については、ポンプとホースが接続不良ということで、使用不可だったという状況でした。

まず、この仮設ポンプ設置の工事内容の説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 令和元年5月29日に、滝川地区内水排除用仮設ポンプ設置業務委託の入札を行いました。6月3日から11月30日までのポンプ設置及びポンプ運転操作業務を委託しました。

工事内容としましては、水中ポンプ2基、発電機を1台、排水排管2本を設置する工事であり、工事完了後の検査を終了し、御船川増水に伴う、樋門ゲート閉鎖時におけるポンプ稼働操作を依頼するものという内容になっておりました。

○7番（森田優二君） ポンプの操作ですね。それと管理についてはどういうふうになっておるでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） ポンプの操作については、大雨警報発令後、まず、町から受注業者に待機を依頼します。次に、樋門ゲートが閉められる事前から、今度は現地に待機をしていただきます。樋門ゲートを閉鎖すると同時に、ポンプ稼働を行っていただくということになります。管理については、業務委託仕様書で試運転を可能な限り実施することということでしておりました。

○7番（森田優二君） 6月30日の災害発生時の対応について、説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 6月30日の対応について時系列で説明をします。朝の5時20分に

大雨警報が発令されました。それから5時40分土砂災害警報情報が発令されました。5時53分洪水警報が発令、それから7時30分頃、小坂・滝川樋管のゲートを全部、全閉をしました。それから同時に滝川樋管の仮設ポンプを稼働開始。8時過ぎに総務課へ消防団のポンプ車出動の要請をしました。8時20分に消防団副団長が現地に到着されました。9時から消防ポンプの設置と排水を開始していただきました。第1分団1台、それから第7分団3台、第9分団2台、それから役場にある本部のものを1台、計7台で排水を行いました。同時に9時に国土交通省熊本河川事務所へポンプ車の出動依頼をいたしました。

時間の経過とともに御船川の水位が下がってきたということで、10時頃に樋門ゲートを開けました。10時頃に、同時に国土交通省のポンプ車が現地に到着いたしましたが、稼働はしなかったということです。それから、10時30分頃に消防団のポンプの作業を終了いたしました。午後2時に国土交通省のポンプ車も撤収をしていきました。午後2時44分、洪水警報が解除されたという経緯でありました。

○7番（森田優二君） すみません、時系列で今言われたけど、業者への電話連絡は大体どの時間帯になりますか。

○建設課長（野口壮一君） 受注業者への連絡というのは5時20分、この大雨警報の発令後に速やかに受注業者へ連絡をしております。

○7番（森田優二君） 今回は、1台が水を出せなかった、その対応についてもう少し詳しく説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 7時30分頃からポンプの稼働を開始したわけですが、水中ポンプ2台のうち、1台が排水処理ができませんでした。原因はポンプ本体と排水管との接続部分が離脱していたためでした。そのため、1台のみで最初は排水をしていました。このことで、受注業者により予備ポンプを手配をし、時間を要しましたが最後のほうでは2台での対応がなされたという状況でした。

○7番（森田優二君） 仮設ポンプ1台が水を出せなかったから消防団の出動を決定したのか、6台の積載車が内水処理をしていましたが、今回のような豪雨については、地元の対応が優先だと思います。地元の災害対応はできていたのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） まず、消防団の出動の決定については、仮設ポンプのこの1台の不具合も1つの判断ですけど、短時間のうちに内水の水位高が上がってきたということも、消防団の出動の依頼の1つの判断であります。

後者については、総務課からお伝えをします。

○総務課長（藤野浩之君） 消防団の対応についてお答えをいたします。当日は、大雨洪水警報、また土砂災害警戒情報また避難準備情報等も発令をされていまして。その関係で、地元消防団におきましては、地元のほうに待機または対応をしておりました。これは地元対応が優先ということで、先ほど議員も言われたとおりでありまして、地元の対応をしていたというところです。

そのような中で、滝川地区において、このような増水、内水の被害のおそれがあるというようなことでありまして、まず、団長から分団長への指示ということで、ポンプの出動が可能な班に要請をかけております。その結果近隣であります7分団、これは木倉地区になります。それと9分団、小坂地区の班からポンプ出動の要請をして消防団に来ていただいたという経緯になっております。

○7番（森田優二君） 工事の検査についてですけども、これはポンプですので、当然水が出るか出らんか、そこまでの検査はしてあると思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の業務工事について、発電機まで動かしまで検査をしているわけですけど、実際は水のほうが通水までは検査は今回やっていなかったというような状況です。

○7番（森田優二君） 仕様書では試運転を可能な限り実施するとなっているようですが、今まで、要するに9月です、これまでに何度の試運転をしてあるのか、またそれを確認はできておりますか。

○建設課長（野口壮一君） この試運転を可能な限り実施することということで、仕様書にうたっているわけなのですが、実際何回やられたかというのは書面上でも出てきていないし、正確な回数というのは確認ができておりません。この受注業者にお会いしたときには、「やられていますか」というのはお尋ねした経緯はあるということで、完全な数値的なものを把握しているところまでは確認がされていないというところです。

○7番（森田優二君） 副町長に質問をいたします。

設置時に検査はしてあるが、水が出なかった。これは私は検査したとは言えないと思うのですよね。それともう1つ、試運転、これは大事ですよね、試運転は。その確認もできてないという今報告でした。そこらあたり、今の話を聞いて副町長はどう思われますか。

○副町長（野中眞治君） 確かに、仕様書に書いてある内容どおりに検査を行うのは当然のことだと思いますので、これから業者と詰めていって、仕様書どおりの対応になるように指導していきたいと思います。

○7番（森田優二君） 検査もですけど、試運転もきちんとしてあるかどうかの確認、これは私は必要だと思います。よろしく願いしておきます。

次に、建設省のポンプ車が来ていなかったようですが、これについてももう少し説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 国土交通省熊本河川国道事務所で有するポンプ車は1台であります。しかし、平成28年熊本地震及び豪雨災害の対応に向け、宮崎県からポンプ車を1台借用をされておりました。平成30年度で宮崎県でも災害が発生したということで、1台をまた返却をされていまして。よって、今年度から1台のポンプ車で県内をカバーするというので、どこに優先的に配置するかというのは、判断が難しいと、できないということでありました。

○7番（森田優二君） それでは、建設省のポンプはどれくらいの排水能力があるのか、また消防のポンプ、それと今度の仮設の水中ポンプ、これについてもお願いします。

○建設課長（野口壮一君） まず、国土交通省のポンプ車です。排水口径が200ミリのポンプが6台です。1台当たりの排水能力が1分間に5立方メートルですので、6台で1分間に30立方メートルの排水能力ということになっております。それから、消防ポンプです。吐出能力が1分間に1台当たり0.5立方メートル、今回7台来ていましたので、1分間に3.5立方メートルということになります。町で今回発注しました仮設ポンプです。排水口径が200ミリの2台、1台当たりの排水能力は1分間に4立方メートル、2台で1分間に8立方メートルの排水能力となっています。

○7番（森田優二君） 建設省のポンプは1分間に30立方メートル、仮設のポンプは2台で1分間に8立方メートルなんですけれども、これで十分な排水能力が果たせたと判断できますかね。

○建設課長（野口壮一君） 今回、消防団の皆さんの御協力もいただいたという経緯と、やはり近年の豪雨時の雨量をかんがみれば、十分な対応とは言いがたいと。よって、暫定的な仮設ポンプではありますが、次年度予算で、ポンプ台数を増やした予算要求等を考えていきたいと思っております。

○7番（森田優二君） 地元のために、やはり来年度はもうちょっと台数を増やすようお願いしたいと思います。

牛ヶ瀬地区の内水問題は以前から問題になっております。樋門を閉めたら、これは内水は増えるばかりで被害が出るのは当たり前だと思いますが、これを解決するには固定式のポンプ、今は仮設ですけれども、固定式のポンプを設置し、内水を河川に排出しなければ解決しないと思いますが、固定式ポンプの設置には大体どれぐらいの予算が必要で、補助はどれぐらい出るのか、お願いします。

○建設課長（野口壮一君） 国土交通省と協議をいたしました。排水対象面積、それから近年の豪雨時での時間雨量などを勘案して排水能力が決まっていきます。一概には言えないのですが、整備費用として30億円から50億円の事業費が想定されますと。補助については、この内水対策に特定する補助は見受けられませんでした。しかし、公共下水道の雨水事業が想定されますと。しかし、この下水道の雨水事業ですることになれば、長期的な調査を踏まえた計画書策定、それから事業認可の手続が必要となります。要件を満たし、採択されれば、補助率、事業費の2分の1が支援されるというものになります。

○7番（森田優二君） 仮設のポンプが1台どれぐらいになるのかということでもちょっと調べてもらいました。何十万円でした。性能のいいのをしても1台何百万円、それを5台から7台ぐらい据えて、それと動力工事あたりをして、そういうのを考えると30億円から50億円、こぎゃんかかるかなということも私は思ったんですけれども、それはそれとして、考えていってほしいと思います。

地域の安心・安全な生活を考えたとき、固定式ポンプの設置、これは必要で不可欠だとは思いますが、そこらあたり、町長の考えはいかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） お答えを申し上げます。

固定ポンプの設置整備には莫大な費用が伴ってまいります。しかしながら町民の安心・安全のためで、検討を重ねてまいりたいと思います。また近年国が提唱している水防災害の意識社会構築を進め、町民の財産を守ることも必要であります。住民一人ひとりが自らの命は自ら守ると国が毎回言われております。

そういったことを意識しながら、逃げ遅れのないように、人的災害が生じないように、早期避難の徹底と、共助による自主防災組織の徹底、こちらと一緒に進めてまいりたいと思います。

○7番（森田優二君） やはりなかなか地元の人は、避難勧告が出ても、避難しないという人がかなりおりますので、そこは今後防災行政無線もできましたので、徹底して放送で避難誘導をしていただきたいと思います。

次に、2番、小坂地区の内水問題について、これも平成28年度の被害状況について説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 小坂地区の被害状況ということで、家屋や人的被害はなかったんですけど、道路冠水によりフジワ住宅敷地から地域外に出ていくことができず、一時孤立をしたという状況にありました。

○7番（森田優二君） 平成28年度以降、牛ヶ瀬はいろいろしてきておりますけれども、小坂地区ではどのような取り組みをされておりますか。

○建設課長（野口壮一君） 牛ヶ瀬地区と同じく、仮設ポンプでの暫定的な内水処理を現在も行っているという状況です。

○7番（森田優二君） 今後についての対応は、どのように考えておられますか。

○建設課長（野口壮一君） 小坂地区では、豪雨時にフジワ住宅周辺の冠水が見られるわけですけど、遊水地帯が広いということで、牛ヶ瀬地区より住宅等への浸水被害は少ないような状況です。しかし、今後仮設ポンプの増設や防災行政無線それから消防の積載車による早めの広報活動を行って、避難誘導等を促していきたいということで考えております。

○7番（森田優二君） それでは、次に3番、四丁目、田代食堂付近の内水被害についてですけども、こちらも平成28年度の被害状況について説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

平成28年の田代食堂前交差点あたりの状況ですけども、その辺一帯について冠水があったということで確認はしております。

○7番（森田優二君） 63年の水害のときは、たしか胸ぐらいまであそこはあったと、一番低いところになっております。平成28年の豪雨災害では食堂の水の深さが42センチあったそうです。そのため、隣に美容室があるんですけども、その美容室の取り付け部分、床に取り付けてありますけれども、そこが浸かり椅子自体が使えなくなったそうです。その年は、その後2回ぐらい食堂に水が来たそうで、今でも洪水警報あたりがかかったときは、もう自分たちで土のうを作っておられる。その土のうを店の周りに積み上げておられます。平成28年以降はどのような取り組みをしてきたのかを、お尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

以前からここは冠水するという事で、平成28年以前からでもエリアメールだったりホームページ等で避難関係の情報の提供は行っておりました。また、平成30年度に総合防災マップを作成しておりまして、それを全戸配布し、浸水想定区域の中で浸水範囲とか浸水の深さ等を示したマップを各戸配布をしているということです。

それと、先ほど出ました防災行政無線が供用開始したということで、そちらで情報を流しているということになります。それと、これも以前からということで、消防団の協力を得て事前に土のうの準備をしておりました。そこで、浸水対策、冠水した場合の応急措置ということで、土のうの準備をやっているという状況です。

○7番（森田優二君） 土のうも、普通作る土のうはもう言うなれば、1回使えば、あとはぼろぼろになってきます。あそこは何か黒いので、もう1年中使えるようにしておられますので、そこらあたりも町としても研究をされて、地元住民が、するのは自分たちでされますけれども、その土のうあたりの準備は町でも考えていただければと思っております。よろしく願いしておきます。

それから、河川改修時の想定雨量と現在の想定雨量はかなり違ってきているとは思いますが、今後の対応について、あれをすぐに改修せいと言っても、なかなか難しゅうございます。そこらあたりをどのように考えておられるかをお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

近年の豪雨時の雨量というのがなかなか想定できない、想定外といいますか、相当な雨が降るということで、瞬時の対応が必要になってくるかと思います。そのような中で、先ほど申しましたが、防災マップあたりを配布しておりますので、そこで地域の方が洪水浸水区域あたりを把握していただいて、浸水の範囲だったり深さ等をまずは確認していただくというのが一番かと思います。

そういう中で、防災行政無線を活用しまして、洪水には円滑かつ迅速な避難を確保していくということが重要かと思います。

○7番（森田優二君） あの交差点の右左、大体4～5軒ぐらいが、そういう被害が遭いやすいということで言われていますので、その点もよろしく願いしておきます。

次に、4番の、一丁目公営災害住宅の内水被害について、これについて質問します。

まず、被害の状況について説明をお願いします。

○復興課長（島田誠也君） 7月5日の夕方、入居者の方の連絡により、災害公営住宅一丁目第2団地の1号棟1階の床下部分に1センチから2センチほどのたまり水が発生していることが判明しました。おそらく、6月30日の集中豪雨による地下水の上昇が影響しており、地下水が上昇したことで、基礎と床下コンクリートのつなぎ目等から地下水が浸透したことによりたまり水となったと考えられています。

入居者の方々には、新しい災害公営住宅に入居されて間もない時期に、このような状況が発生してしまい、御心配をおかけしていることに対し、深くお詫びを申し上げます。

なお、現時点では施工業者による対策工事の実施により、床下のたまり水については解消をされているところです。

○7番（森田優二君） 7月の全協の後にこの被害状況はわかったと思いますが、その後、議会にも何の報告もなかったと思っております。これは被害にはならないのですか。

○復興課長（島田誠也君） 床下のたまり水ということで、被害になると思います。議会への報告を忘れて失念していたことを大変お詫びを申し上げます。

○7番（森田優二君） やっぱり、新築されたばかりの災害公営住宅の床下に2～3センチ水がたまったというなら、これは完全に被害ですよ。上から入ってきた水でなくても、これは言うなれば床下浸水ですよ。そういうことで、やはり議会にも、ほとんどの議員はこのことは知らなかったと思います。私はたまたま「地元議員さん、ちょっと話を聞いてください」ということで、私に対応したので、そこらあたりは早くから知っておりました。そこは、きちんと議会にも報告をしてほしいと思います。

説明の中では、地下水が高いから、それが原因だと説明されていますが、地下水が高いのが原因で間違いないのか、また、地下水がどれぐらいの高さになっているのかをお願いします。

○復興課長（島田誠也君） 今回の被害の原因は、直接的には地下水の上昇による浸透であると考えられますが、地下水の上昇については、6月30日の集中豪雨による周辺の雨水等の増加が原因としてあると考えております。

お尋ねがありました地下水の高さについてですが、建設前の平成30年10月25日のボーリング調査時点では、旧地盤の50センチ程度の深さにありました。

○7番（森田優二君） 以前は50センチぐらいだったと、被害に遭われた時点は大体地下水はどれぐらいの高さだったか。そして、今ちょうど工事をやった後ですけども、今現在は

どれぐらいになっているのか、お願いします。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

被害に遭われた時点では、おそらく表面、G L面といいますけれども、あれからおそらく12～13センチ程度までは地下水が上がっていたのではないかと考えられます。ただ、今回対策工事後に確認に行きましたところ、32センチから34センチ程度のところに地下水を確認しております。

○7番（森田優二君） 今現在は、特に雨が降っておりませんので、ある程度工事でそれぐらいまでは下がると予想はしていたのですけれども。

もう1つです。だったら単純でいいです。U字溝の上端から、要するにG L面から床下の差はどれぐらいになりますか。

○復興課長（島田誠也君） 土間コンクリート部分の上面までの深さですが、G L面から18センチという図面の数字になっております。

○7番（森田優二君） それはちょっと後にとっておきます。

地下水が原因ならば、建物の周りに数カ所というか、裏のほうですけれども、有孔パイプを設置するだけで問題解決になるのでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） 今回、施工業者において対策を検討した結果、地下水の上昇を抑えるための方策として、建物の周りに有孔官を設置することが最も効果的であるとの判断から実施することとなりました。実際対策工事後に現地を確認しましたところ、先ほども申しましたが、地下水の上昇が抑制されている状況が確認できております。

○7番（森田優二君） 住民の方は、今日も来られているでしょう。床下に水が数センチたまり、その後カビが発生しないか、これが一番心配されております。このカビについてはどうですかね、発生しない。

○復興課長（島田誠也君） 施工業者からは、床下に使用されている部材については、カビの生えるような部材はなく、カビの心配は要らないということでしたが、さまざまな状況により100%発生しないと言いきることは難しいのではないかと考えております。万が一カビが発生した場合には、町において施工業者と協議の上、責任を持って対応することを、入居者の方々に文書にて回答をしているところです。

○7番（森田優二君） 建物の基礎と床下のコンクリートです、これの隙間から、要は毛细管現象で浸水するという話でした。それならば、その隙間を塞ぐ処理はできないのか。また

コンクリートの下にビニールシートは敷いてあるのかをお願いします。

○復興課長（島田誠也君） 今回隙間からの浸水を防ぐよりも、地下水の上昇を抑える方策がより効果的であるとの判断から、今回対策工事として、住宅周辺への有孔管の埋設工事を実施したものであります。

お尋ねがありましたコンクリート下のビニールシートの設置はされておられません。

○7番（森田優二君） 建設前の説明会で、住民の方が平成28年度の豪雨災害では、町営住宅は、ちょうどあそこに町営住宅があったんですけれども、床上浸水だったということで、話をされたそうです。豪雨のときはあそこに水が集まってくる地域なんですよ。それで、地盤も道路ぐらいに上げた方がいいのではないかという話も言われたそうです。そういった住民の方の話はどのように今回活かされているのか、そこらあたりはどうですか。

○復興課長（島田誠也君） 今回の住宅整備におきましては、浸水対策として、まずは旧地盤から55センチの盛り土が実施をされております。また、当初は予定していなかった敷地の真ん中を横断する暗渠排水及び横断する暗渠排水に向けて1号棟、2号棟側から縦に暗渠排水が敷設をされております。併せて、第1団地との間の水路について、泥上げ清掃を実施したところです。

○7番（森田優二君） もう1つ、地元の方の話では、妙見坂の上るほうの右手です。ここに農業用水もありますが、最近はこの農業用水はあまり利用されていないそうです。ただ、泥がたまって流れにくくなっているのは現実ですけれども、雨が多いときは、これが妙見坂の上からの水が流れきれなくて、道路にあふれて、そして今の住宅の方に寄ってくるような、そういう習性があるところの道路になっております。

そういうことから、今後どうしても、この道路の改良も必要だと思いますけれども、この道路改良については、今どのようにお考えですか。

○建設課長（野口壮一君） 豪雨時に、一丁目の災害公営住宅に接する町道荒瀬妙見坂線沿いに、御指摘のとおり、山際からの多量の雨水が道路に流れ出ているところです。宅地開発された用地にその水が流れ込み、災害公営住宅側にも影響を来している状態にあります。

道路改良としては、住宅側の道路側溝の改良として、既存の側溝断面より大きくすること、並びにグレーチング蓋を活用して道路表面水の越水解消に向けた検討を行っていく必要があるということを考えております。

○7番（森田優二君） 住宅の敷地の周りというか裏側にU字溝が設置してありますけれども、

これをもう少し大きめの、しかもちょっと深めのあるU字溝への敷設替えというのはできないのでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） 住宅敷地周りのU字溝につきましては、敷地内の雨水等を処理できる容量を計算して、現在の側溝の大きさが設置されていると認識をしております。しかし、住宅の外からの流入水も多いことから、議員がおっしゃるとおり、現在の水路より大きく深みのあるU字溝とすることで、山側から敷地内へ流れ込んでくる水をくい止める効果があると考えますが、放流先の水路との関係もあることから、こちらについては一度検討をさせていただきたいと思います。

○7番（森田優二君） 今後の対応について、どのように考えておられますか。

○復興課長（島田誠也君） 先ほども申しましたように、1号棟の北側及び西側に有孔管を埋設し、地下水の上昇を抑える対策工事を8月26日より開始し、8月30日に完了したところです。また、本工事の効果を検証するため、及び入居者の方々の不安を取り除くために、たまり水の発生した4戸の床下のたまり水の拭き取り作業を9月5日に実施をさせていただいたところです。

当面は、この対策工事の効果について様子を見させていただきたいと思っています。対策工事の効果を見ながら、効果次第ではさらなる対策工事を検討する必要があると考えております。

また、近年の想定を超える集中豪雨の際には、今回の工事のみで対策とすることは難しいことから、災害公営住宅周辺の全体的な雨水対策について、関係課で協議の上、入居者の方々が不安なく安心して生活が送れるように、有効な対策を講じていく必要があると考えております。

○7番（森田優二君） 災害公営住宅に入られた方というのは、熊本地震の被災者であります。人によっては2～3回生活の場所を変えられた方もいると聞いております。今回は、災害公営住宅に入れて安心しましたと思っておられる矢先に、6月30日の豪雨で床下に2～3センチぐらいの水がたまり、9月9日の工事がされるまで水はたまった状態でした。これは私も確認しております。このことについて、どう思うのか。

もう1つ、一番心配するのは床下にカビが生えないかということが心配である。地下水が高いから床下に水がたまっただけの問題ではないとは思っております。今後は、妙見坂からの雨水を考えた道路改良の考えも含めて、町長のお考えをお聞きしたい。

○町長（藤木正幸君）　まずは、災害公営住宅のたまり水の件で、入居者の方々に御心配と御不安を与えたことに対しまして、深くお詫びを申し上げたいと思います。

私も一丁目地区の内水問題については、以前から認識をしておりました。豪雨のたびに浸水した町営住宅等も見てきました。当地区も以前に比べ宅地開発が進み、さらに近年におけるゲリラ豪雨等も重なりまして、以前よりも内水問題が深刻化していることも事実であります。

今回の件につきましても、災害公営住宅内だけで完全に解決できるものではないと考えます。今後、まずは調査を行い、道路改良等も含めた効果的な対策等を行うことで、住民の方々の不安を少しでも取り除くことができるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○7番（森田優二君）　私もこの一般質問をするに当たり、入居者の方と現場と、それと課長たちといろいろな話をしてきました。業者の方には大変申し訳ないと思うのですが、ここの、今の土地に合わないような設計ではないかと私は思っております。言うなれば、図面を見させてもらって、北と南に建っているわけですが、南のほうはもともと土地がちょっと高いのを、要は切土にしてあります。今話をしている北側には、もともと町営住宅があった低いところを埋め立てして、そのとき、どうしても構造上コンクリートで土留めをするわけですが、それが50～60センチ埋め立てをしたということですが、それ以上に、舗装した上に10センチかそこら出るぐらい、要するに縁が高くなっております。そういった中で埋め立てをしてありますので、この中はすり鉢状に今はなっていると思います。だから、逆に水がたまって、結局低いほうがコンクリートで土留め取っておりますので、なかなか水がはけないのかなと思っているところです。

建物の裏にU字溝はありますが、結局、南側の雨水路です、建物の裏の雨水路、ここの一番高いところに持ってきてあるというふうになっておりますので、これは勾配は取れませんよね。そういったことから、さっき言ったように、じゃあ大きいのは、深いのはできないかといった場合、今の現状ではおそらくできません。

そういったことで、なかなか厳しい状態にはなっていると思っております。業者の方は、やっぱり公営住宅だから、G Lからできるだけバリアフリーで緩やかに部屋に入られるようにということで設計をされていると聞いておりますけれども、それが逆にあだになっていると。あそこの土地では、さっきもちょっと言いましたけれども、外のG Lよりも床下

が約20センチぐらい低い状態になっております。すり鉢状の水がたまるところに床下も、G Lよりも低いということは、水がたまって当然かなと私は思っているんですけども。その1つの対策として建物の裏側に有孔管を張り巡らして、水を抜く作業をされておりますが、これは梅雨時、雨が多くて何日か続くときには、また同じような現象が起きるかなと思っております。

あそこだけの雨水だけでなく、やっぱり裏から、妙見坂というか、向こうから来る水がかなりあそこは寄ってきますので、その水を考えないと今回の場合は無理かなと思っております。ただ、先ほど申しましたように、一緒に勉強する中で、1つだけ私も、「ああ、ここを改良してもらうなら大分違うかな」というのがあります。というのが裏の道です。ここは、2メートル中心後退は一応してあるんですけども、もうその道よりも、今の建物の建っているところは下になっております。下になっておりますから、逆に何も今はしていない状態です。2メートル後退はしてあるけれども、今は斜めに切り付けしてあるだけの状態、芝を張ってある状態です。これを早急に道路改良、2メートル、上のほうが4メートル道路になるようにですね。片方は民地ですので、民地はきれいにしてあります。だから、こっちもやっぱり役場の土地ですから、そこに4メートルの道路を早く造っていかなければ、私はいけないと思います。

そのときに、建物、要するに住宅側に言うなれば普通よりも大き目のU字溝を敷設して、そして道路を造って、なおかつそこでグレーチングをはめながら、妙見坂の上から寄ってくる雨水を、そこでもう1回切ってやる。そして、さっき言った南側の棟の裏が雨水の流れになっておりますので、そこに持っていくぐらいをせんとですね。その道をオーバーしたのが住宅に入ったら、また同じような現象が起きると思いますので、そこは、今言ったような道路改良が一番いいかなと思っております。

もう、これに関しては、やはり町長の判断が必要となってくるわけですけども、住民の安全・安心な生活のためには、今言ったようなことを早期に対応、対策をとるために、今言ったところの裏の道路改良です、これを早くした方がいいと私は思っておりますけれども、その点は町長いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 原因というのはある程度わかってまいりました。しかしながら、今後調査を重ねた上で、今後こういったことがないように、対策を講じてまいりたいと思います。

○7番（森田優二君） 最後に、早急にしますという言葉をもらうかなと思ったんですけども、なかなかそこまでは予算の都合もあるので出なかったかなと思いますけれども。

やはり住民の方が安心して過ごしてもらうためには、それぐらいをして、水が住宅内に入らないようにするのが一番だと思います。それ以上の雨が降ったときは、それは仕方がないと思いますけれども。そこまでの対策はとっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（池田浩二君） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第13号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第2、報告第13号、「財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（中城峯英君） 質疑します。実質公債費率が、元利償還金が増えたということで、元利償還金が7億30万円です。前年比で2,400万円増加しております。比率が0.9%上昇しておりますけれども、要因は何でしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この実質公債費率を出すときに、まずは、通常の公債費プラス災害救助援助の貸付金の償還金、これもプラスしなければいけないという形になっておりますので、実質、償還金は大体7億860万円ぐらいになります。平成29年度と比較しますと約2,800万円の増ということになります。

主な要因としましては、平成26年に借り入れた臨時財政対策債の償還が始まったこと。そしてもう1つは元利償還が始まったこと、熊本地震に係ります地方債の利子の償還の増と、この2つが大きな要因になります。

○1番（中城峯英君） 熊本地震でかなり増えていますね。この償還額は何年度から入ってきたのですか。平成28年度から災害復旧で地方債が増えましたよね。これはもうすぐに、こう。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 平成28年度は、熊本地震に関連します起債の借入れを行っております。ですので、利子分はもう平成29年度から若干反映しております。そして、大

体2年据え置きになっておりますので、3年目からは元金の償還が発生するという形になります。

○1番（中城峯英君）　じゃあ、今年、令和1年度以降の見通しは、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

今のはすみませんけれど、公債費の比率の見通しという形でよろしいのでしょうか。

はい、ではお答えします。今財政シミュレーションに若干示しておりますけれども、今回私たちで、平成30年度の決算が出ましたので、改めてそういうのも踏まえまして、今回計算しております。

まず、平成30年度が6.9%となっておりますけれども、まず暫定ですけど、令和元年度が8.3%、令和2年度が9.9%、そして令和3年度が11.2%となっております。最高、一番大きいのが、大体令和8年度になる見込みで、約12%ぐらいになる見込みでして、これはあくまでも暫定ということです。想定で、金額を一番借り入れたときで計算しておりますので、実質で、実際に実質的に下がったら、これは若干下がってくるという形になると思います。

○議長（池田浩二君）　中城君、質疑は3回までになっておりますので。

○1番（中城峯英君）　これはちょっと違うんじゃないでしょうか。内容が違うから。わかりました。では、議長の言うことを聞かにやいかんですから。

では最後にします。経常収支比率が、これもかなり悪化しております。やっぱり財政については弾力性が失われつつあると。今後、どのような施策を立てられるのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

今回の財政健全化比率に関しましては、実質公債費率、将来負担費率となっております。この示されている数字に関しましては。ただ、今までも経常収支比率に関しましては、議会の中でもいろいろ質問があっておりますので、監査委員の報告の中でも経常収支比率は計上されておりますので、そのことでお答えいたします。

まず経常収支比率です。これは、人件費とか扶助費、公債費といった義務的経費が一般財源総額に占める割合を示すものとなっております。これが高ければ、財政の硬直化が進み、自由度が下がりまして、政策的事業になかなか取り組めないということになります。この数値を改善するためには、義務的経費の抑制、それとあと自主財源の確保が必要であると思います。本年度は復旧の最後の年、そして来年度は復興の初年度となり、すぐにこ

の数値の改善を求めることは難しいと思います。

今後、財政の健全化を推進していくために、自主財源につきましてはまず企業誘致によります法人税、固定資産税の増加、それと新規雇用によります住民税の増加、それに移住定住の推進によりまして、固定資産税の増加、またふるさと納税を推進することによりまして、寄附額の増加と地元企業の活性化をすることによりまして、自主財源の確保に努めまして、一般財源投入額を減少する取り組みを図りたいと考えております。

今度は歳出ですけれども、義務的経費の抑制につきましては、職員の定員管理計画を策定しまして、震災前の定員に近づけることや、費用対効果の充実にしまして、事業の峻別を図りながら、無駄のない財政運営に努めていく必要が重要だと考えております。ただ、しかし、人員削減とか費用対効果の充実は、あまり住民サービスの低下につながらないように、そこは注意しなければならないと考えております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第14号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第14号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 報告第15号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第4、報告第15号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第16号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第5、報告第16号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 今回は、これは事故ですけれども、どうしてこうなったのか、その辺をもうちょっと説明してもらっていいですか。

○復興課長（島田誠也君） 事故の概要について御説明いたします。

令和元年6月26日の午前10時頃、町営住宅辻団地の出入口付近において、町職員3名が出入口を横断する側溝の清掃作業中に、当団地に住む女性が軽自動車を運転して、左折して、前面の町道に出る際に、車両が擁壁に接触して、車体の一部を損傷する事故が発生しました。清掃作業に伴い、グレーチングを2枚外して作業をしていたんですが、車が来たことによりまして、2枚とも戻そうとしたんですが、1枚戻して、もう1枚は石とかがちょっとかんできれいに閉まらなかったということで、車の通行を優先をさせようということで、1枚だけ戻して、車を通そうといたしました。平時より道幅が半分ほどになってしましまして、擁壁のほうにかなり車が寄って通行をしなくてはいけない状態になっていた中で、職員も誘導をしたんですけれども、少し大きく回れば接触をしなかったんですが、少しハンドル、誘導がうまくいってなくて、道路に出たときにすぐ左折を運転手の方がされてしまって、擁壁と車が接触したという内容になっています。

○議長（池田浩二君） 質疑は、ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもちまして散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時09分 散 会